

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

< 総 括 >

開催日時 平成22年9月29日(水) 13:02~16:48

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

井岡 正徳 委員長

藤野 良次 副委員長

大国 正博 委員

田中 惟允 委員

浅川 清仁 委員

中野 明美 委員

粒谷 友示 委員

今井 光子 委員

中村 昭 委員

山下 力 委員

欠席委員 なし

出席理事者 荒井 知事

奥田 副知事

窪田 副知事

稲山 総務部長

川端 危機管理監

影山 地域振興部長

廣野 文化観光局長兼平城遷都1300年記念事業推進局長

杉田 健康福祉部長

速見 こども家庭局長

武末 医療政策部長

宮谷 くらし創造部長兼景観・環境局長

福田 産業・雇用振興部長

富岡 農林部長

川崎 土木部長

上田 まちづくり推進局長

浅井 水道局長

富岡 教育長

岡本 公安委員長

和田 警察本部長

幡谷 警務部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 9月定例県議会提出議案について

会議の経過

○井岡委員長 ただいまから会議を再開します。

それでは、日程に従い総括審査を行います。

本日、岡本公安委員長に出席いただいておりますので、よろしく申し上げます。

また、総務部の審査で今井委員から請求のありました資料をお手元に配付しておりますので、よろしく申し上げます。

質疑等があれば、ご発言願います。

○中村委員 総括でございますので、知事に何点かご質問を申し上げます。

まず1点目は、昨日も知事が記者会見でA P E C観光大臣会合の感想等々をお述べになっておりました。そこで、知事の県政における柱である観光振興、企業誘致、あるいは医療制度の改革等々、就任以来、精力的にご活躍をなさり、県民はかなりの期待を持っておられると思います。そういう意味で、来期の知事選も盤石の構えではないかと思っております。

そこで、まず知事の東アジア構想も含めて、平城遷都1300年祭が大入りで、昨日には250万人が平城宮跡会場で突破をし、また、半年で1,000万人が奈良県内に来られたということで、非常に歓迎をしておるわけですが、実は昨年度県が呼びかけて東アジア地域の中国、韓国を中心とする地方政府を招聘して、A P E C観光大臣会合を含め、東アジア地方政府会合を招聘されておるわけですが、尖閣諸島の海上保安庁の巡視船と中国漁船の衝突問題によって日中関係がぎくしゃくいたしております。知事は会見で日中関係は問題がないのだと申されておるわけで、私もそうだとは思いますが、やはり外交問題はお互いに互惠の関係で、お互いに対等の立場でやらなければ

いけない。そういうことを考えますと、尖閣諸島は当然、日本固有の領土でございます。おとといですか、西安市とか3地方政府が今回の東アジア地方政府会合に出席を見合わせるという、まことに開催の間近にこういう事態が起こったわけでありまして。災害等々はあるわけでございますが、この間近に来て、これはやはり漁船の衝突事故が影響しているのではないかと、そういうことを考えますと、県が、今日玉にしておる県立大学の東アジア構想も含めて今後中国を中心としたことで、安心して、中国を信頼しているいろいろな諸事情が完遂するかどうか、そのところが不安なのであります。そういうことも含めまして、今回のこの衝突事故を含めて今後の日中関係、特に東アジア地方政府との友好善隣外交を知事は現時点でどのように考えておられるのか。とりわけ、中国や韓国の観光客を誘致しようということでコミッション団をつくれ、精力的に活動されておられる知事の立場からも、このことに関してどのように考えておられるのか、まず第1点お尋ねをいたします。

2点目は、過日の本会議で知事は、農産物直売所及び観光案内所を耳成高校の跡地に設立をしたいとおっしゃいました。これはまことに知事の政策からいっても当を得たものだと思っております。特に、耳成高校の跡地は桜井市と橿原市の境界地です。そして、近くには大和三山、あるいはまた神武天皇陵の橿原神宮、そして藤原宮跡、そして飛鳥があり、横は纏向遺跡、ホケノ山古墳、箸墓古墳、そして黒塚古墳、このような名所旧跡、遺跡を内包しておる、奈良県だけにしかない、全国どこへ行ってもない日本人の心のふるさと、いわゆる大和は国のまほろばと言われた、このような遺跡、史跡が、日本人の歴史がたくさんあるわけです。例えば、大化の改新を断行した藤原鎌足が祭られておる談山神社がある。あるいはまた、日本で一番古い大和国一之宮の大神神社もある、こういう位置から言っても格好の地で、これを観光案内所にするということは非常に当を得たものだと思うのです。そこで、観光案内所とはどのような、何をPRしてどのような形でこのような観光案内所をお考えになっておられるのか、まずこれ第1点聞きたい。

もう1点目は、農産物直売所ですけれども、奈良県は去年、ことしと24カ所の協定直売所を認定している。来年度もまた認定をしようとしているわけです。そうすると、これらと今度、耳成高校の跡地につくる農産物直売所とはどういう相関関係にあつてどういうものを描いておられるのかということがはっきりしない。今、県においては、行財政改革の中でも中央卸売市場とか食肉市場とか、長年の懸案です。中央卸売市場の位置づけとこの農産物直売所との関係、あるいは今申し上げました24カ所の協定直売所との関係、単なる小さな同じような競合するものをつくるのかどうか、もっと大々的なものであるのか、そ

の辺のところは全然見えてこない。

それと、もう一つは、これをプロポーザルでやるということなのです。そうすると、プロポーザルでやって、そこへ入れる中身が、スーパーを入れるのか、JAを入れるのか、あるいは今言うておる協定直売所も入れるのか、あるいは直接農家を入れるのか、全然わからないことが非常に多過ぎるわけです。その辺を整理して、どのようなものを知事はきょう現在お考えになっておるのか、これが2点目です。

それと、3点目は警察本部長と知事にお尋ねをしたいわけでありましてけれども、一昨日来、るる申し上げておるいろいろな重要犯罪の検挙も大事でございます。しかしながら、それとともに、私どもが生活しておる身の回りで起こっておる窃盗なりひったくりなり、車上ねらいなりカード事件なり、いろいろなことが日常茶飯事に起こっているわけです。その中で、検挙率も含めてなかなか思うに任せない、つまるところは、いろいろな犯罪、逮捕も含めて、この原因は一体どこにあるのか。例えば、APEC観光大臣会合とか、今度天皇陛下も来られます。この警備には1,000人規模と。そうすると県外から警察官を動員して助けてもらう場合もあるし、県独自でやる場合もあるわけです。そうすると、本課なり各警察署から人を抜いて警備に当たらなければいけないとなると、交番とか警察署で日常業務に当たっておる警察官が手薄にならないのかどうか、この辺が非常に心配なのです。そういうことを考えますと、従来から言われておることで、本県の警察官の1人当たりの負担人口は596人と全国平均の511人を大きく上回って、第一線の警察官は厳しい勤務状況を強いられているわけです。

そこで、警察本部長はこういう実態を見たときに、県のいろいろな事案を、県民の安心と暮らしを守るために、今の警察官の数で果たしてやっていけるのかどうか。財源不足等々いろいろあるわけですが、例えば車両、パトカーです。車両は国費で不足する分は県費で賄っているわけです。県費支出をして車両、パトカーの補充をしてきているわけです。しかるに警察官の不足の分については警察庁に毎年毎年増員要求をしているが、削られてきているわけです。全然国費で充足をできておらない。そしたら、車両も県費で補充しておる、そして県民の暮らしと安心を考える場合、事件の抑止、予防もする場合に県費支出も考えたらどうかと。大阪府は人員の府費補償を全部やっているわけです。この辺が奈良県は今まで待てど暮らせど対応がないわけです。もうそろそろこのことについても一定の判断を下されるべきときではないかと、このことについて警察本部長と知事に以上3点についてお伺いいたします。

○荒井知事 選挙が盤石なのは中村委員の方で、私の方では全くないと思います。経験も経歴も全く違いますので、お言葉をお返しさせていただきたいと思います。それはさておき、日中関係についてでございます。日中関係については多少経験豊富でございますが、一つは海上保安庁長官の時代に尖閣諸島警護は大きな仕事でございましたが、日本の海上保安庁長官として初めて中国を公式訪問して、向こうの公安部長と会談をして、捜査当局の協力協定の内諾を得たものでございます。その後、順調に公安当局との協力関係は尖閣諸島におきましても続けられていっております。ご質問にはなかったのですが、向こうから諜報活動ですか、尖閣諸島に上陸する人たちに対して内偵の情報をいただいたり、あした出るよという情報をいただいたり差しとめをしたりというような活動を、香港、本土でしていただいていた経緯がございます。それはまだ続いていると思いますが、しかし、領土問題が重なってきている中での奈良県の東アジア地方政府会合の雲行きというご質問でございますが、西安市とか甘粛省の欠席の連絡が届いております。西安市長が、じかに2度、3度会いましたが、大変今度の会合を楽しみにしておられました。事情があつてのご欠席だと思います。残念がっておられます。こちらではなしに、向こうの方が残念がっておられるのではないかと思います。甘粛省の省庁も同様、特に揚州市の書記、これはハイレベルでございますが、とにかく前々から、荒井さん、行くよと言っておられたのが、省の許可が出ないので見合わされるという、向こうの方が大変残念がっておられるということは手にとるようにわかるわけでございます。という向こうの事情があろうかと思いますが、この東アジア地方政府会合は、実は日中会議ではなしにマルチの会議でございます。構成メンバーで出席、欠席があるのは中国代表だけということはマルチの中で逆に目立つわけで、これはマルチの会合の一番大きな特徴であろうかと思ひます。日中の会合であると欠席多数で取りやめということもあるわけですが、これは取りやめには絶対ならない会合だという特徴があつて、東アジアでマルチの地方政府の会合というのは今までなかったということが一つの目のつけどころであつたという面もあろうかと思ひます。

それと、奈良県にとってみれば、100年前の日中戦争とか、いろいろ向こうにプロモーションに行くと、議員も一緒に行っていただきましたが、言われることが常にございますが、奈良県は何といつても1,300年、1,500年のおつき合いがある中での歴史ですから、100年前の歴史も日中の歴史、1,300年前の歴史も日中の歴史、1,300年前の日中の歴史は奈良県にとっては感謝の気持ちが絶えませんということは確かでございますし、そのことを申し上げておりますので、奈良県に対してはそんなに実際のお

気持ちでは強い当たりはないのではないかと、たかをくくるわけではございませんが、日中の友好関係を続けるのに奈良県の役割はますます大きくなるのではないかという感じもしているような、歴史の背景があるがゆえに、思う次第でございます。したがって、東アジア地方政府会合の意義は逆に上がる面があるのではないかと積極的にとらえている面もございます。中国の多少の欠席はあっても立派に、東アジア地方政府会合自身の意義というのは、中国が一番熱心でございまして、こんな会議はぜひ参加したいと後で追加の参加者があつたぐらいでございますので、向こうの地域、特に奥地の新興地からも表舞台に出たいというような地方政府の思惑もあるかと思えます。沿海州の大きな地域、盛んな地域だけとつき合わないで向こうの地方、田舎とつき合うというセンスも入ってきておりますので、意義はまだ今後とも高まるのではないかという見方をしておりますので、立派に地方政府会合を続けていけたらという気持ちでございます。

2つ目の耳成高校跡地をどうするか、委員もしばしばご発言がございまして、いろいろなところで開発の方向を議論してまいりました。一つは県有資産を有効活用するという観点でいろいろな資産を模索してまいりましたが、耳成高校跡地につきましては、中和幹線の沿道でございますし、中和幹線が開通するという間際にかかれまして、またそれとともに都市計画の10年に1度の線引きの見直し重なって、地元の橿原市からの要望もあり、現行の市街化調整区域から市街化区域に編入するという要望が出されて、県の原案でもそのようになっています。そうなりますと、市街化調整区域から市街化区域になると、その用途が非常に広がってくることとなります。しかし、県有施設でございますので、跡地でございますが、中南和地域の振興に適した使用目的があるのではないかということを中心に検討を進めてきたわけでございます。すると、中和幹線沿道ということで、観光と農業振興ということがどうしても重なってくるので、委員お述べになりましたような中南和地域の観光の窓口、拠点、案内所以上にそこでくつろげるという施設の展開を考えられるものでございます。

また、農産物については、今、委員お述べの農産物直売所というのがありますが、奈良県は大規模農産物直売所というものはまだないわけです。和歌山県にありますし、三重県にもありますし、大いにはやっている大規模農産物直売所、ファーマーズマーケットと言われるような直売所がございまして、そのようなものを奈良県に置けないのかというのが構想の一つの軸に入っております。それは既存の多いところで1億円、2億円の売り上げがあるような立派な農産物直売所、それとの関係ということやはりモデルになることに

なると思います。奈良県では農産物直売所が自立してきたと、地の味土の香というブランドを興すことに一生懸命やっておりますが、その一環、大きな旗艦となる農産物直売所、旗艦農産物直売所にもなり得ると、主体は違うわけですけれども、と思います。それをプロポーザルですするというのは、県の県有地でございますから、地主としての志向ということは申し上げて、それを反映するプロポーザルということになると思いますが、中南和振興、農産物、観光というようなキーワードでプロポーザルがあって、それに適した選別がしかるべき人を入れて行われるということになるろうかと思っております。

3つ目の警察官のことですが、警察本部長のお答えが先の方がいいかもしれませんが、一つは、定数は人口で割るという警察官の過不足、過はないかもしれませんが、不足というのは、そのような考えがあるかもしれません。実は警察官に対する需要は犯罪が多発している地域かどうかということが大きな要素だと思います。それと、業務多忙かどうか。業務の多忙というのは、犯罪多発、業務多忙はどうしてもそうなると思いますので、人口以上に警察官を配置しないと犯罪が流れてしまうということがあろうかと思っております。今度APEC観光大臣会合の警備でも1,000人規模でいただきましたが、これは他県からの応援でやってもらって、応援のし合いということで、こういう会議があると応援をしていただくことがふえてくると思います。それを定数で賄う県は余りないわけでございますので、助け合うというのは日本の国家警察の大変大きな特徴だと思いますが、定数につきましても、犯罪多発、業務多忙というのが奈良県にとってどうなのかということを含味しないといけない。奈良県の中の地域の警察官配置もそうです。定数全体もそうです。幸いにしろ県警察の努力で犯罪は大変減少し、まだ多いわけですけれども、次から次ですけれども、犯罪は減少している。大阪府は委員お述べのそういう地域独自のつぎ足しがあるようですが、大阪府のまねはあんまり犯罪の面ではいけないと心に思っております。犯罪多発地帯、最多発地帯でございますので、あそこから犯罪が流れてこないようにするというのが奈良県警察の一番大きな課題であろうかと思っておりますので、大阪府のまねをするようでは奈良県の治安も落ちたものだと思う次第でございます。奈良県の治安を県警察で十分していただいている面もあると思いますが、効率的配置とか適正配置とかというのはまだ研究はしなければいけないと思います。ちょっと総論的なことになったかと思っておりますが、そのように考えております。

○和田警察本部長 先に知事が大変県警察本部にご理解のあるお話を賜りましたので、私の方からは、今、委員からご質問のございました、現在の警察官の数が治安の責任を果た

していく上で足りると考えておるのかというご質問、また今後の警察官の動員についていかに考えていくかというご質問でございましたので、ただいま知事からご答弁があったとおりではございますが、若干県警察本部からの補足ということで述べさせていただきます。まず、治安を維持するためにどれぐらいの警察官の数が必要なのかということにつきましては、これはその時々々の治安情勢などを踏まえて総合的に判断する必要がございますので一概に何人ということをしるし上げられるものではなかろうかと考えてございます。ご案内のとおり、治安情勢というのは刻々と変化するものでございますし、また社会経済の変化に伴いまして警察が新たに取組んでまいります課題もその都度変わってまいります。また、県民の皆様の要望、意識もその時々々の社会情勢に応じて変化してまいりますから、やはり将来にわたり幾人の警察官がおれば大丈夫、これはなかなか申し上げにくいところでございます。こういったことから、先ほど委員からもご指摘がございましたが、県民1人当たりの負担人口、こういったものを見た場合、確かに全国平均と比べますとまだ高いところがございますので、これは県、知事部局ともご相談の上、国に対しては平均並みの要望をお願いしたいと、警察官は大変厳しい勤務をしておるので平均並みになるような要望をお願いしておるところでございます。おかげをもちまして、平成13年以降、325人の警察官の増員を図っていただいておりますし、それで安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた諸対策を推進してきているところでございます。

2つ目のご質問の県費による警察官というご質問の趣旨でございましたが、これは政令定数をさらに上乘せしたいというご趣旨かと理解しておるところでございますが、この点につきましても、ただいま知事のお話にございましたとおり、もろもろの要素を勘案していく必要があるのだろうと考えておりますが、さらに県民の皆様の不安の解消、そういったことから引き続き政府に対しましても政令定数の増員要求を強く行っていくこととなりますけれども、またこういった配置定数も勘案しながら、さらに安全で安心な地域社会の実現に向けまして、組織体制の見直し、こういったものも図りながら知事部局とも連携を図ってまいりたいと考えている次第でございます。それはもう知事がお答えになりましたとおりでございます、同じ考えでございます。以上でございます。

○中村委員 まず、警察の問題ですけれども、大体わかったわけでありましてけれども、我々の身の回りで起こっておる軽微ないろいろなひったくり、車上ねらい等々、そういう事件が非常に起こっておって、その検挙率はなかなか上回っておらないと。昨日、一昨日もデータを出して申し上げて、重複は避けませんが、そういう問題を解決するためにも、

そしてまたこの数値を見ても、596人というのはやはり警察官に負担をかけておると。そこで、車両については県費が投入されているのだから、人件費についても当然ご相談をなされるときに来ておるのではないかということで、今のご答弁で、知事と警察本部長とがよくご相談をいただいて、車両並みに人件費も県費支出ができる日を楽しみにお待ちしております。これはもう回答結構です。

日中関係ですけれども、知事は海上保安庁長官等々を歴任されたプロでございますので、地方政府間の交流というのは、もう当然必要であり、これからどんどんやっていくわけでございますが、こういうことが再三起これば、その都度、主催者側は困惑をすることは事実です。これは日中友好とか、東アジア全体のことですけれども、やはり今、奈良県が中国や韓国からの観光客を日本に来てもらうということで知事は本当に一生懸命おやりになって、知事になってからも海外渡航も7回ぐらいではないですか。海外を飛び回ってやっていただいとるわけです。やはり地方政府間でも信頼関係はあるのだと、全くそのとおりでと思うのです。しかし、国と国との関係になればどうしてもできがたい垣根ができくると思うのです。そんな場合に、知事は地方政府間の信頼だけで、これからも起こるであろう日中、あるいは日韓など、日韓でも戦後の歴史問題、いろいろあるわけです。そんなときにぐらつかない地方政府間の信頼関係を構築するためにも、やはり今回起こったこともきちっと地方政府間で、例えば西安市と話し合いをするということが大事だと思うのです。だから、きょうの答弁でもやっておるのだということを知って安心はしておるわけでございますけれども、引き続きそういうことをきちっと地方政府同士で構築をしていくことが将来の日中、日韓を含めたいろいろな外交の基本ではないかという、そういう意味で地方政府の役割もこれからますます重要になってくるのではないかという観点から申し上げておりますので、所感があればお願いします。

第3点目は、観光です。中南和の振興ということで、農産物直売所、今の知事の答弁で、大型農産物直売所は奈良県にないので、大型農産物直売所をつくって多くの人に来てもらいたい。むしろこの24ある協定直売所をさらにさらに広げて39市町村に細かく、今でも青空市場とかいろいろあるわけですから、そこに助成なり人を送って、そういうものを充実強化して行って県下各地で農産物直売所が機能して生産者にとってもメリットがある、そしてまた消費者にとってもメリットがある。だから、大型の農産物直売所をつくるよりもむしろ県がやった協定直売所にさらに力を入れて、これを普及していくことの方がメリットがあるのではないかということで申し上げたわけでございます。だから、これが大手

株式会社、スーパーとか、そういう企業が大型農産物直売所に入ってきたときに、現実には生産農家とか出荷する農家の経済的な実入りなり収入がアップするのか、これとはまた別です。消費者にとって立場のいいものと、今度は生産者にとって大型の農産物直売所、それも株式会社とかそういうところが来たときに果たして生産者の立場が守られるかといえ、これは別問題だと思います。そういうことで、大型農産物直売所よりもこの協定直売所をどんどん広げることの方がいいと思っているので、このことについて所感があればお願いをいたしたいと思います。

それと最後に、観光案内所です。言いましたように、奈良県は全国にないものばかりです。先ほども申し上げましたが、この耳成高校跡地は本当に絶好の位置どりなのです。中和幹線もありますけれども、全国に奈良県しかないものが至るところにあるところなのです。そこで、観光案内所といえ、パンフレットをつくる。県もいろいろなパンフレットや旅行会社や、どこどこに何がある、いろいろなことをやっているわけです。だから、観光案内所という、そういう概念把握ではなく、観光を振興する拠点がこの耳成高校跡地であると、それで奈良県にはこれこれ東大寺がある、大仏さんがあるとか、そんなものはもう全国に知れ渡っているわけで、そういうことではなくて、目に見えるものでなくて、目に見えないものを体感できる、例えば今、平城宮跡で遣唐使船をあそこに行ってあのビデオを見れば、天の原ふりさけ見れば春日なる三笠の山にいでし月かも、こういう当時の遣唐使船の苦勞が体感できるわけです。タイムスリップできるわけです。だから、神社仏閣、古墳、いろいろなものが奈良県にあるわけやけれども、そういうものを体感できる、歴史に思いを寄せ日本人の生成の生い立ちを体感できる場を、そこへ来た人がそこで奈良県の歴史なりを体感できる、そういう観光をポスト平城遷都1300年祭の奈良県の観光の目玉として考えてもらいたい。その心は何か。大和王権です。712年の古事記の編さん、そうすると、歴史が始まって、2世紀中ごろに本格的な政権ができた。(発言する者あり) いや、だから、そういうものをつくる、そういう受け皿をこの耳成高校跡地に、観光案内所という名前ではなくて、もっといえば古代の歴史を体感できる、日本人のルーツを体感できる、このような奈良の観光をアピールする場所にこれをしてもらいたいと、すべきであるというのが私の意見です。このことについて、単なるパンフレットを置いておって、バスが来て、何も中南和のあの場所を、中南和の振興では、奈良県の文化、観光の発信の地を耳成高校跡地にやってもら、そういう器づくりであり、構想をできればということで意見をお伺いします。以上で終わります。

○荒井知事 できるだけ簡潔にお答えしたいと思います、東アジアの発展のための所見ということでございますが、先ほど申し上げましたようなことでございますが、やはり顔を合わせて意見を交換するというのが大事かと思いましたので、中国の地方政府のおつき合いは国とのおつき合いと違ってぶれないと、勝手におつき合いできるというメリットを唱道しているわけで、日本は国がどんな国とけんかしようとするか地方はあそこ仲よくするといったら通る国でございますが、中国はまだそこまでいっていないと、中国共産党の中で大きな統制が地方まで及んでいるということになると思いますが、このような国の主権に係るものでも地方政府が自由に往来できる国になるかどうかは中国の民主化の一つの大きな試金石ではないかとも見られると思いますので、このような会合のテスターとしての意味もまだあろうかと思えます。

2つ目の大型農産物直売所は小型農産物直売所とバッティングするとはおっしゃいませんでしたが、そのような、小型農産物直売所に力を入れたらどうかということですが、これは両方に力を入れる値打ちがあろうかと思えます。一つはモデルになるということ、大型農産物直売所といっても直売所でありますので、生産者が来る直売所でございますので、例えば農産物のモールとかアウトレットというようなイメージが想像できます。ファーマーズマーケットというのいろいろな直売所が同じ場所に非常に格好よくあるというようなイメージの方が、大型農産物直売所というのにふさわしいイメージだと思います。そのようなことを志向しているわけでございますが、場所は大型でございますが、地域の農産物直売所のアンテナショップ、出店ということはむしろ普通のことかと思えます。スーパーのような形にはならないと思っております。

もう一つの観光の拠点ということでございますが、あそこまで来て、飛鳥とか桜井の大きなゲートウェイになると思います。あそこで桜井の歴史を見たといつて帰ってもらうのはむしろ残念でございます。あそこに来て、さらにわかった、行くよというふうになった方がいいかと思っておりますので、ちょっと委員と意見が違う面、多少あろうかと思えますが、それは桜井の例えば552年、538年、欽明天皇の仏教伝来というのは金屋のJAのあるようなところで金刺宮があったと言われておりますが、そのようなことは仏教が初めて来た地ということを経験するのを例えば言うとしたらどこなのかというとその先の金屋だと案内するというのが観光案内所の大きな機能でございます。そういう機能はまだ奈良県全体として持っておりません。歴史は目に見えないものでございますが、現地に行って、歴史を体感するというのはできるだけ現地に行ってもらおうという方向で観光案内ができたと思っ

ております。

○浅川委員 それでは、公安委員会に対し要望させていただきたいと存じます。

岡本公安委員長におかれましては、余りにも急な予算審査特別委員会への招聘でございましたけれども、ご理解をいただき、大変ご多用の中、予算審査特別委員会にご出席を賜りました。心から感謝申し上げます。

わざわざこのたびの予算審査特別委員会に公安委員長みずからご出席を賜った理由は、某パチンコ店の風俗営業の規制及び業務の適正化に関する法律、その許認可について直接、この予算審査特別委員会の場で要望させていただきたかったからでございます。

それでは、本論に入りたいと思いますが、まずお手元に3枚の資料を配らせていただいております。知事にも配らせていただいております。これは昨日の予算審査特別委員並びに警察本部や理事者側の皆さんにお配りしたものであります。既に警察当局から説明はあったと思われましても、改めて手短かに説明をさせていただきたいと思っております。

まず、これは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、いわゆる風営法です。風営法の解釈運用基準であります。1枚目には解釈運用基準の前文と申しますか、前説の部分がございます、アンダーラインを引いておるところをちょっと読ませていただきますと、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の円滑かつ適切な施行を図るため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について必要事項を加え、新たに別添のとおり定めたので、部内はもとより業者等にも周知の上、同法の解釈及び運用に遺憾のないようにされたい。これが平成14年1月22日に警察庁生活安全局長から各都道府県警察の長、これは恐らく警察本部長のことだと思いますし、各地方機関の長、これ、各地方機関の長というと公安委員長のことですか。ではないのですか。一応このあて名で通達が流されているわけでございます。

2枚目でございますが、ここには、非常に肝心なところでございまして、第11条の2項でございます。そこを讀みますと、営業所の意義。営業所とは、駐車場、庭等であっても、社会通念上当該建物と一体と見られ、専ら当該営業の用に供される施設であれば、営業所に含まれるものと解する。専ら社会通念上建物の一体と見られ、営業の用に供される施設であれば営業所に含まれるものと解すると、このように明快に書かれているわけでございます。

3枚目が平面図でございます。これはパチンコ店側から地元住民に説明されたときの資料でございます。ご存じのように、奈良県条例では保護施設から周囲100メートルの地

域では風俗営業を営めないとされておりまして、これは済生会病院であります。済生会病院の駐車場の端から100メートルの円が描かれているわけでございます。ちなみにこのパチンコ店、これは周りの環境を考慮しますと、まさしくこのパチンコ店は郊外型と位置づけることができると思います。このパチンコ店のパチンコ台数、これも聞き及びますと六百数十台にも及ぶそうであります。これだけのパチンコ台数を抱える店舗でありますから、しかも郊外型ということも考慮しますと、相当数の車がとめられるだけの駐車場が必要となるわけであります。この平面図を見てもわかるように、当然これだけの駐車場を確保しなければならない、パチンコ店です。これは平面図ですけれども、平面でこの駐車場の数を勘定しますと、百数十台です。当然これだけでは対応し切れない。恐らく何層にも、2層、3層程度のことは考えておられるのでしょうか。そういった駐車場ができるようであります。

この図を見ていただいたらわかるように、100メートルの半円を描いているわけでありまして、この円内に入るのが、これだけの駐車場があるわけです。当然、一見して風営法違反ではないかと、だれもがそう思うわけでございますけれども、ところが、事業者側からは、この100メートルにかかる駐車場の部分は別運営だと。別運営だから風営法には抵触しないと主張をされているそうであります。この駐車場がこのパチンコ店の専用駐車場に当たらないということも主張されていますけれども、これはどう考えても、我々の常識論からいうと、まさしくパチンコ店の専用駐車場ではないか。これはもう間違いのないことだと思うわけであります。最初に申し上げた風営法の解釈運用基準にも書かれている、この第11条の2項、駐車場であっても社会通念上当該建物と一体と見られ、専ら当該営業の用に供される施設であれば、営業所に含まれると解するということでもあります。こういうことでありまして、できれば所見を伺いたいと思っておりますけれども、実際パチンコ店から申請書類も出ていますでしょうし、それについて今後、公安委員会としては検討されるわけでありまして、その途中経過ということで、今、所見についてはなかなか言えないということであれば、それはそれで結構かと思っております。公安委員会とは一体何なのか、いまさらながらなのですけれども、いろいろ調べてみました。これは、1つは戦前、戦中における特別法における警察や、治安維持法下における警察と、反民主的な運営に対する反省から生まれた。都道府県公安委員会は、都道府県警察の管理をきちっとして行おうと。これは地方自治法第180条の9、あるいは警察法第38条によって県警察の運営を管理する権限を有するもので、その責任を負うのも都道府県公安委員会になっている。

これまで申し上げてきました風営法に関して権限も、許認可権は都道府県公安委員会に与えられている。要するに、警察のこの許認可は、公安委員会の許可権であると風営法の第3条にも規定されているわけであります。もちろん奈良県公安委員会のホームページも開いてみました。そこには奈良県公安委員会の紹介として、この制度は県民の良識を代表する者が警察を管理することにより警察行政の民主的管理と政治的中立性の確保を図ろうとするものですと、そしてまた奈良県公安委員会は奈良県民の皆さんが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指していますと書かれています。いずれにしても、公安委員は県民に選ばれた議会の同意を得て、県民に選ばれた知事が任命されたのであります。いわば県民の代表であり、県民の要望に耳を傾けて、県民の視線に立って県民の生活の安全安心をお守りいただくことが最大の使命だと思います。この風営法の網の目をくぐって、そこまでして営業しようとしている事業者にどうか許認可を与えるようなことにはなりませんように何とぞよろしく要望いたします。

もしも何かご所見があるようでしたら関係者の方からご意見をいただきたいと思いますが、なければいい結構でございます。以上です。

○岡本公安委員長 ただいまのは公安委員会に対する要望でございますが、答弁を求めておられるわけではございませんけれども、公安委員会としての対処方針を申し述べたいと思います。

要望に対する要点は2点ございまして、まず第1点は、パチンコ店の風俗営業の許可につきましても、風営法3条で公安委員会がこれを決するわけですが、奈良県公安委員会事務専決規程に基づきまして、その権限を警察本部長に専決処理させているところでございます。重要異例なものにつきましても当然後ほど報告があるなり、相談があるわけですが、一般的にはそう処理をしておるということでございます。

第2点は、当該建設予定地におけるパチンコ店の営業に関しては、さまざまなお意見があることは承知いたしております。しかし、いずれにいたしましても、県警察に対しては、当該営業許可に当たっては法令に照らして適正に判断するよう警察本部長以下に指示してまいりたいと考えております。以上でございます。

○和田警察本部長 委員のご要望でございますが、所見があればということでございますので1点ご説明させていただきます。

ただいま公安委員長から法令に照らして適正に判断するように指示してまいるというご答弁がございましたけれども、ご案内のとおり、風俗営業適正化法と申しますのは、善良

な風俗と正常な風俗環境を保持し、また少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために、風俗営業等について、営業時間、またただいまご指摘ございました営業区域などを制限し、年少者をこれらの営業に立ち入らせることを規制するなど、風俗営業の健全化に資するために、その業務の適正化を促進するといった措置を講じることを目的としております。県警察といたしましては、こういった法律の目的、また趣旨を踏まえまして、具体的な風俗営業の許可をはじめ、法律の施行に当たりましては的確に対応してまいるという考えです。

また、先ほど1点、解釈運用基準につきましてご質問がございましたのでお答えさせていただきますと、生活安全局長から宛てられております各地方機関の長というのは、これは管区警察局長のことでございまして、公安委員会につきましては警察本部長からご報告し、またその管理をいただくという仕組みになっておりますので、各地方機関の長というのは公安委員会ではございません。補足説明は以上でございます。

○浅川委員 公安委員会と警察本部との関係について、この専決規程ですか、これは内部規定ですか。

(「奈良県の」と呼ぶ者あり)

奈良県の。こういう規定があるということではございました。実際システマ的にもそのように進められているということは理解しないわけではありませんが、しかし、この権限と責任はあくまで公安委員会にあるわけでありまして。公安委員長が警察当局に対して法令に合わせてちゃんと処理をするようにという指示を出された。それはそれで結構かと思いますが、しかし一般県民からしますと、やはり窓口は公安委員会であり、当然公安委員長としての意見を我々が聞くということは、これは実際適当であるかと思うところでありまして。実際これから申請が出されて、それをお諮りいただくことになろうかと思っております。その結果についても、やはり説明責任を果たしていただきたいとも思いますし、そのことは申し上げておきたいと思っております。

1点お聞きしたいのは、重要な案件ではないと、重要な案件というのは果たしてどのような案件になるのでしょうか。そのことをお答えいただけませんかでしょうか。

○和田警察本部長 公安委員会のご指示に基づく話ではございますが、県の事務処理規程の話でございますのでご説明させていただきますと、風俗営業の取り締まりの許認可、許可につきましては、パチンコ営業については警察本部長、その他の営業につきましては生活安全部長に専決処理と、これが現行の規程でございます。また、その中で特に重要な事

項と指示したものを除き決裁をさせることができる、こういう規程になってございます。特に重要なものとして指示したものというのは、調べました限りではこれまで例としては把握しておりませんが、その都度、案件において公安委員会でこれについては公安委員会が直接判断、こういった規程になっているところでございます。これはおおむねすべての専決規定を読んだわけではございませんが、専決の規定を設ける場合にはこういったプロセスを置くことが通常ではなかろうかと。

○浅川委員 ということであれば、重要であるかないかというのは公安委員会でその都度判断されるということですね。これについては、公安委員会としては余り重要とは考えていただいていないということになるのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○岡本公安委員長 公安委員は、法律の専門家ではございません。社会の良識にのっとり、法令にはもちろん従った上で、社会の良識に基づいて判断をしていくという、それが管理するという意味でございます。警察の大綱方針については我々が決め、大綱方針が守られているかどうかを見守っていくというのが管理の重要な意味でございまして、細部に至る議決まで我々が全部やるということは人員上、時間上、不可能なことではございまして、そのために委任をしておると。しかし、その中で重要異例という、何が重要異例というのが、これはなかなか一概に言えないわけではございますけれども、それは報告をさせていただいておると。報告について異議があれば我々が異議を差し挟んで、再度審議するなりもう一度説明を受けるという仕組みになっておるとご理解いただきたいと思います。そういう事例が、警察本部長の発言がございましたように、今までは例が余りなかったということではございます。

○浅川委員 ただいまの公安委員長の話は十分理解ができました。特に、良識を持って警察当局を管理していただく、大変力強く申していただいたので、どうかその方向でお進めいただきたいと思います。

1点、警察本部長にお伺いしたいことがあります。この平面図を見ていただきましたでしょうか。これは当然、具体的な話になるかもしれませんが、では、この駐車場は店舗と一体、いわゆる専用駐車場であるのかないのか、この店舗から見てこの事業、これが専用駐車場になるのかならないのか、一般論としてどのようにお考えになるか、もしお聞かせいただければお伺いしたいと思います。

○和田警察本部長 一般論としてとのご質問でございますが、先ほど委員が引用されました解釈運用の基準、これは一般の方にもごらんいただいている、またそういった性格のも

のとして警察庁もホームページなどでお示ししている内容のものでございます。先ほど引用いただきましたところを書いてあるとおりでございまして、重複いたしますが、読み上げますが、駐車場であっても、社会通念上当該建物と一体と見られ、専ら当該営業の用に供される施設であれば、営業所に含まれるものと解する。専らというのは、この解釈基準の中ではおおむね6割から7割という解釈をしているところでございます。本件につきまして、一般論というのは若干概念の違い等がございまして、本件についてどうなのかということはこの場でお答えできる話では到底ないわけではございますけれども、やはりこの解釈基準に照らし合わせて該当するのかどうかを検討していく場合には、本件に限るわけではございませんが、当該業者の営業の方針なり形態なり、また実態なり、こういったものを総合的に聞いた上で判断していくべきものと考えております。以上です。

○浅川委員 その専らということですか。この専らの、もうちょっと具体的にはなりませんでしょうか。6割、7割と言われましたが、そういう規定はあるのでしょうか。

○和田警察本部長 先ほど申しましたとおり、この解釈基準の中での専らとは6割から7割と解釈されております。委員が引用されましたところには、恐らくコピーされたところには入っていないのですが、別のところで専らとは6割、7割というふうに言っておるところでございまして。それぞれのことを具体の許認可に当てはめての問題になってまいりますので、何をもって判断していくのか、これは当然、具体的な申請が出てまいりまして、またその折に営業しようとする方からの話を伺いながら、あるいは営業の計画なり、また予想される客の出入り、そういったことをお伺いしながら判断していくという形になっていってもらったらと考えております。以上でございます。

○浅川委員 確かに専ら6割、7割というところ、これは本当に正しく警察当局でもご判断いただきたいと思えます。ただ、それをどのようにはかるのか、その辺、どうもよくわからないのです。駐車場に入る台数を一々勘定するのか、あるいはこの駐車場の中でちゃんと区分分けしているのかどうか、そういったところもしっかりと見ていただきたいと思えますし、例えば契約もどうやっているのか。当然自分たちの名前を隠すために賃借関係を結んでいるでしょうし、その契約書の内容を見てみたいと思うのです。そこらあたりで、今後その専ら、6割、7割というのをどのように判断されるのか、これは大体こうだということでは全く説得力がないと思うので、この辺についてははっきりとした説明責任を果たしていただきたいと思えます。いずれにしても、その申請書が出されてどのような結論が出るのか、これはそのときの結果を待たないとわからないことでありますけれども、

正直、地域住民と私の思いが通じないようであれば、ちゃんとした説明責任を果たしていただくように今後またやっていきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○今井委員 2点質問をさせていただきたいと思えます。一つは県立野外活動センターの問題と、もう一つは、労働会館の使用の問題について質問をしたいと思えます。

この間、野外活動センターについていろいろと議会でも議論がされてまいりました。私の認識といたしましては、まだ条例の改正も出てきておりませんし、予算も出てきておりませんので、まだ決まっていないと認識をしているのですけれども、県のホームページでは、もう既に平成23年度以降のお知らせというのが出ておりまして、ここには宿泊については本館宿泊機能は閉鎖します、食堂はなくなりますと、ふろはシャワー、トイレを備えた管理棟ですというような、金額にいたしましても施設使用料は無料となる予定ですという、本当に決まったかのようなことがもう既に出ているわけです。もともと野外活動センターは教育委員会が管轄をしておりまして青少年野外活動センターがもともとの名称だったと思うのです。それが平成20年から野外活動センターということで、くらし創造部が所管するようになっておりますけれども、この理由というのはどういうことになったのか、その点をお尋ねをしたいと思っております。

それから、この野外活動センターの性格について、名称の変更と深くかかわるかもしれませんが、この性格について、どのような野外活動センターを県としては考えているのかをお尋ねしたいと思えます。この野外活動センターは昭和44年7月につくられておりまして、きのう120万人が利用と言ったのですけれども、40年の歩みのパンフレットを読み直しましたら、既に280万人がこの40年間に野外活動センターを利用しており、県民1人あたり2回使ったという、すごい実績のある施設だということです。青少年野外活動の拠点であり生涯学習の場であり森林環境教育の拠点だとパンフレットなどには書いているわけですが、実際には県内の小・中・高校の子どもたちの3分の1がこの施設を利用しておりまして、残りの3分の1は曾爾高原の自然の家、残り3分の1はそれ以外のところを使っている状況です。

もともとこの議論の前提となりますのが、恐らく平成19年の包括外部監査、公の施設の管理運営の中に青少年野外活動センターは施設のあり方を抜本的に見直すべきだという意見が盛り込まれておりまして、そこからこの見直しの議論が始まってきていると思うわけですが、周辺のこの野外活動センターの状況では、三重県も廃止、大阪府も能勢

のセンター廃止で、吉野町の宮滝の野外学校というような形で今、奈良県に移してきているわけですが、滋賀県も廃止、周辺ではこの手の施設がどんどん縮小、廃止という方向になっておりまして、あそこの都祁のところの場所といいますのは西名阪自動車道からも非常に近い利便性のいい場所で、しかも夏場でもクーラーは要らない、夜になったら涼しいという立地条件、たくさんの豊かな森に囲まれているという立地条件からいたしますと、今後本当に特色を持った野外活動センターは、きちっと位置づけをしていければ県のすぐれた施設の一つとして有効活用ができるのではないかと思います。それを建てかえの費用がかさむとか、いろいろそうしたコスト面だけで考えられて、仮にテント、ロッジを中心とした施設にするということになっていきますと、その手の施設は周辺でもあるわけですが、やっぱり今必要なのは集団で安心してこうした体験ができる場というのが一番教育の現場からも求められておりまして、この点では1万6,000人以上の署名が寄せられたり、大和郡山市議会とか川西町議会からも教育施設として残してほしいという議決なども上がってきている施設になっております。こうした点から、県はこの施設の性格をどのように考えているのか、そのあたりについてお尋ねをしたいと思っております。

○荒井知事 野外活動センターのこれからについてのご質問でございますが、幾つかご質問の要素がありましたが、まず各県の野外活動センター、あるいはレクリエーションセンター、青少年の家、休暇村のようなものができた時代があったように思います。レクリエーションブームと言われたような時代の施設だと思っておりますが、国の中では各省が競ってこのような施設の補助金を出したように思います。その中で、文部科学省が出した施設は教育委員会所管、国土交通省、運輸省が出したのは市町村所管と縦割りの国の組織を反映したような施設になってきたような記憶がございます。30年を経て、今、地域ではそのような所管を離れて生涯学習とか青少年の地域活動が求められるような時代になってきているように思いますので、本来の青少年の活動、特に野外の活動の原点に立ち返って、このセンターを見直す必要があるのではないかと思います。

それで、野外活動センターのこれからでございますが、包括外部監査では廃止はどうかということと、各地で廃止されているということでございますが、野外活動は青少年のみならず、ボーイスカウト、その他、重要でございます。野外活動センターといったぐらいいですので、野外活動の施設は充実しようということでございます。野外活動は自営、野営ということが基本になりますが、宿泊については野外活動の目的に沿ってロッジ、テントサイトを利用する、研修については野外活動プログラムを重視させる、雨天の場合には

大型ロッジ、雨天ファイヤー場や屋根つき自炊場で活動プログラムを雨天でも実行できる、食事についても自炊を基本にする、弁当持参やケータリングもできる、入浴については温水シャワー、水洗トイレを備えた管理棟の新設をやるということで、新しい投資を野外活動の今日の姿に沿って投資をしようということでございます。

本館ということでございます。本館は屋内での活動を専らにしてきた経緯がありますので、基本的に本館と呼ばれるようでは野外活動センターの意味がないのではないかと思います。今まで教員の方が教師の研修所にここを使っておられた。数多くありませんが、そのようなために本館がこの野外活動センターの中で残すというのは本末転倒かと思えます。野外活動の施設を今ふうを整備しようということで、コスト面だけではなく、そのような投資も考えておるところでございます。

また、予約が決まってないのに廃止が言われているということは、予約を先々すると、予約をした中で、今議論していただいています施設の活動の変更について、予約をしたのに活動できないのかと言われると大変悪いことになりますので、予約をとめているという事情であると聞いております。

○今井委員 まず、野外活動センターの本館は野外ではないと、確かに屋根があるかないかというような問題になってくるわけですが、曾爾村の国立曾爾青少年自然の家、ここが3分の1の奈良県の小・中学校が使ってありますが、ここも400ぐらいの屋内の宿泊施設がそろっている状況でありますし、大阪府の青少年活動財団が、吉野町の宮滝小学校の跡地を改装していますので、120床、これも屋内のところということになります。なぜこの屋内の部分が必要かということになってまいりますと、奈良県でも100人を超える学校の人たちはこのところを利用されているのですけれども、この野外活動センターの立地からいいますと、やはり傾斜のきついところにロッジとかテントとかが点在しているような立地条件になっておりますので、そこがもとの本館機能がなくなりますと、もし大勢の子どもたちを初めて野外に連れていくという、少ない先生が連れていくといった場合に、まず危機管理の対応ができないという心配が生まれてくるわけです。そして、それがロッジに泊まったとかテントに泊まったとかという不公平感が生まれたり、そのようなトラブルとか苦情の原因にもなるのではないかなというようなことがあります。本当に今のそうした状態でも野外活動はもう徹夜が当たり前だと、学校の先生が連れていくのだったらもう徹夜をしないと対応できないような今の現状の中で、こうした分散型のところに子どもたちを連れていきますと本当にどんなことが起こるかわからない、そういう心配

の声は実際ありますし、親の立場からいたしましても、そういうような心配が出てくるのではないかなと思うのです。

おふろも廃止をしてシャワーということなのですけれども、あその場所は非常に涼しい場所です。ことしは猛暑ですけれども、夏場でも本当に夜になったら涼しくなるぐらいの場所でありまして、今、年間を通じて利用しているわけですが、シャワーだけでしたら冬場とか秋とか、それでは非常に寒くて風邪を引いたりとかということになってしまうのではないかなと思うのです。シャワーとおふろと、きのうもちょっと調べたのを言ったのですけれども、おふろに入る時間とシャワーにかかる時間としたら、シャワーの方が長いと。また、大勢であれば水の量も全然違うということもありまして、大体、集団で100人ぐらいで見ますと、4倍ぐらいシャワーだったら、どれぐらいのシャワーの口数にするかわかりませんが、かかるのではないかなというようなことも言われておりますし、今、学校の生徒さん、大体クラスに1人や2人はアスペルガーとか、そうした障害のある子どもさんがいらっしゃるわけですが、そうした子どもたちを連れていこうと思いましたが、おふろに入れて洗って出すということではできても、とてもシャワーでの対応というのは非常に厳しいというようなことも言われているわけです。

また、奈良県の特別支援学校の子どもたちでも、やはり今、学校の教育指導要領の中で、この自然の中での集団宿泊活動など、平素と異なる生活環境にあって自然や文化などを楽しむとともに、人間関係や公衆道徳についての望ましい体験を積むことができるようにする、こうした環境を整えること、また中学校は道徳教育の中にこうした自然活動体験が位置づけられておりまして、今後そういう今の子どもたちのさまざまな問題、人間関係の問題とか共同にやることの意識の問題とか、そうしたことを改善する上でも、この教育施設としての野外活動センターの役割というのは、今後もっとふえていく、そういうような施設であると思うわけですが、知事が先ほど言われたように、テントとロッジだけの宿泊というような形になっていきますと利用者が減ってしまって、本来、森林教育、全国でもすぐれた中身をやっている森林教育とか、そういったところも十分果たし得なくなってしまう、先細りになってしまうのではないかなという心配があるわけです。知事は以前の本会議のときに、この建てかえには4億5,000万円ほどかかると概算で言われておりましたが、4億5,000万円を投資をして、今後奈良県の子どもたちの教育とか奈良県のそうしたすぐれた利点を本当に後世に伝えていくという意味でいけば、そんなに高い投資ではないと思うわけですが、その点で本館をなくしていくという問題で知

事はもう一度どう思っておられるのか。

また、知事は外国のところを見に行かれて、そういうのがいいという答弁がありましたけれども、それは大人になってから行っているのか、子どものころなのか、その辺のところ、いつごろ見たことなのかもお尋ねしたいと思います。

それから、この野外活動センターの現場をごらんになっているのかどうか、それもあわせてお伺いしたいと思います。

○荒井知事 ここでどのような施設で活動するか、今の今井委員の話を聞いていると、子どもの管理が難しいから、大勢で宿泊するのは、何かまず先生のために施設が要るように、誤解かもしれませんが、聞こえてきます。子どもはこういうところに行って、大勢で行くよりも、私の経験からしても、少ない人数でキャンプファイヤーしたのは一生覚えておりますし、管理のために大勢で連れて行って離れた田舎でホテル並みの宿泊を期待するというのは、これは本来の目的と違うのではないかと、たくましい子どもを自然と向き合う体験の中で育てることに、このセンターの大きな意味があると思っております。

施設が安い方がいいとかというのは、一つ財政上は大事でございますが、本来の先ほどの歴史からして、野外のレクリエーションをしなかった30年前の時代から、いろいろな田舎での宿泊施設は充実している中で、みずから自炊をしたり体験をしたりというのは、大規模な修学旅行とか管理というのにはむしろ適さない活動であります。学校の先生は小規模に人数を分けてでも順次連れて行って野外活動を体験させてほしいと思う次第であります。そのような野外活動ができるような施設に充実していきたいと思っております。大勢の人数で屋内の宿泊に泊まって帰っただけでは野外の体験には不足がある。どこに泊まったかわからないと思っております。ひ弱な子どもさんはどのように扱うかといえば、この野外体験の中でも特段の工夫が要る問題だと思いますが、それは屋内の宿泊を大きくつくるところでは得られないと思っております。

外国の体験を言いましたかもしれませんが、それは私の子ども時代ではなしに、駐在中に子どもを野外の体験をさせたということを思い出して申し上げただけでございます。このセンターには個人的に見学をいたしました。

○今井委員 先生の管理面から言っているのではないかとされているのですが、奈良県の小学校の5年生や中学校2年生の子どもたちが利用する人が多いのですが、やっぱり1学年100人を超えているところが結構あるわけです。そして、先生が何人かで、もともとが1クラスが少人数の学級になっていないという現状の中で、一定の数を連れて

いくというのは今の現状の中ではやむを得ないような問題でありますし、また野外活動に連れていける期間が学校の年中行事からしたら大体限られておりますので、そういう学校が複数で同じ日に利用するとか、また帰るときには別の学校が来るという、いつときに物すごい数の子どもたちが集中するような中で子どものさまざまなことを保障していくという、そういう側面があるのではないかと思うわけです。ですから、そのところがやはりきちっとなっていてこそ子どもたち一人ひとりの野外活動が充実したものになるのではないかと思っているわけです。

先日、給食業者の募集をホームページでかけていたようではすけれども、きのう見ましたら、その部分がもうなかったのですけれども、これはどなたか応募があったのでしょうか。わかりますか、だれか。

○宮谷くらし創造部長兼景観・環境局長 いまわかりません。

○今井委員 こういうところの施設でやってもいいと思っている業者の方の意見も聞きましたら、冷蔵庫もないと、夏場に、本館もつぶれてしまうと、給食の食堂もないと、そこで材料を入れよと言われてもそれはできないのだというようなことも言われていたわけですが、吉野町宮滝の野外学校を見ましたら、学校のもとの調理室を生徒の自炊の場所にしておりまして、近所の農の達人がつくった食材を使って地域と一体となった施設で生き残りをかけているようなところも見ただけですけれども、本当にこの施設のこれまで果たしてきた役割というのをきちっと見ていただいて、結局つくったけれどだれも使えないという施設ではなくて、本当にこうしてもらってよかったというものにぜひしていただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

それから、もう1点でございますが、それは労働会館の使用の問題です。奈良県労働組合連合会が20年前に結成されておまして、そのときから毎年、労働会館を使用させてほしいという手続をしているのですけれども、それをずっと認めてもらっていない状況が続いてまいりました。平成13年に、県の公有財産であるので公平な利用をさせてほしいと裁判まで行いまして、その裁判の結果といたしましては、いつまでもこういう対応をしていけば差別的な取り扱いだと言わざるを得ないという判例も出ているわけです。その後、県は客観的に判断をするということで基準をつくりましたけれども、昨日も質問いたしましたら、その基準について、いつだれがどのような中身で議論したのか議事録を出してくださいと言いましたら、それは議事録もないと言われていたのですけれども、限られた施設で複数の団体の申し入れがあつて、そしてずっと申し入れしているのに使わせてもらえ

ないというのはやはり異常な事態ではないかと思っております、申請が上がった時点で関係の団体を県が中心に一堂に会してお互いに知恵を出し合って、どうしたら有効にその施設を活用できるかを協議するべきではないかと思っておりますので、その点で知事のご意見をお伺いしたいと思います。

○荒井知事 労働会館の使用についてはかねてからそのようなご意見、また紛争があるように聞いております。知事就任以来、このような課題の報告を受けております。県の施設を組合の方が使う、県の施設からすれば目的外使用ということになるわけでございますけれども、それが県議会あるいは公党間の紛争になるというのも最初お聞きしたときは大変不思議な気がいたしました、県の施設の運用というので責任があるわけでございますが、労働会館の目的外使用ということでございますので、本来のジョブカフェとかしごと i センターが使っております、また、貸し会議室を使っておりますが、本来の目的以外の部分があるということが前提でございます、その上で目的外使用許可申請を受けて許可をするということになります。目的外使用する部分が限られておりますので、競合した場合のやり方というのが今、行政運営の焦点になっております。労働会館目的外使用許可に係る審査要綱によって審査しているということになります。手続をそのようにとっているということでございます。目的外使用が競合した場合には、行政財産の管理者で知事の権限を執行するため、今申し上げました審査要綱に基づき優先順位を決定し、許可、不許可を行っておるということでございます。簡便に当事者同士でやればよいではないかというご意見の提言もございましたが、これは公の施設でございますので、行政の管理使用許可責任があると思っておりますので、いろいろご不満はあろうかと思っておりますが、今申し上げましたような審査要綱で続けていきたいと思っております。

○今井委員 ずっと特定の団体にしか貸していないというのは、それは事実でありまして、例えば限られたスペースが競合した場合には、ほかのところの使用を検討するとか、また一つのスペースを分けて、労働会館に行けばこちらの窓口にも相談できる、こちらの窓口にも相談できるというような、そういうような使い方も考えられるのではないかと考えております。これにつきましては、意見を申し上げておきたいと思っております。

○山下委員 数点質問させていただきます。

まず初めに、過日の教育委員会の審査で、ある小学校の校長のパワハラについて問題提起をいたしました。教職員課長が中心となって事態の掌握に努めていただき、パワハラということを経済委員会として確認できなかったという報告を受けました。その報告は平成

22年4月16日に県及び県教育委員会がみずからの行政の及ぶ範囲にパワハラ問題についての通達を出しておいたわけであります。県の中で、例えば教育委員会の中で、この間の審査で明らかになったのは、この県の通達に従って市町村教育委員会でパワハラについての指針をつくっているところは2市1町しかなかった。もちろん当該校長もその通達が出たことは知っているけれども、そもそも人権に対する感覚が大変荒うございまして、現実には講師身分の教師2人にパチンコ屋に誘ったり、あるいは特定のパチンコ屋の特定の台を自分が行く前に確保しておく、そういうことを教師にやらせた。自分の田んぼの農繁期に手伝いをさせる。もっといえば毎日の学校への登下校に教師に運転をさせた。特定の教師だけではないのです。そういう問題について、平然とやっておいた。しかもその校長が平成22年8月31日付で退職すると、それを問題としておいた人たちは、ああ、責任感じて前もってやめるのかしらと思ったら、何と当該町の教育委員会に多分平成22年10月1日付で就任なさるのではないかと、そういう情報が伝わった途端、やはり講師身分の、不安定な身分の教師たちは告発することをやめました。

そういう事実を前にして、実は、この学校で去年1年間、5年生でいじめに遭った女子生徒がいました。その女子生徒の問題を県の教育委員会に提起し、学校教育課でかなり手厚い手当てをしてもらいました。しかし、その女子生徒のことについて県の教育委員会が足を運んでいるのに、当該の学校では、教師たちが、県教育委員会が何をしに来ているのということ、うわさではするのですけれども、実際、その5年生で女子生徒に対するいじめがあるという事実を人権担当の教師にすら言っていなかった。だから、今回のパワハラを提起したのは人権担当の教師。3月末に人権担当をやめたいと申し出ましたら、この校長は、何を言ったのか。人権問題に対して、先生、そんなに難しく考えなくてもよろしい。適当にやっていたらよろしいと。自分は適当にやっばり過ごしているわけです。そういう風潮が全般に強くなっているのではないかという危惧をしている。

知事、人権施策課というのがあるのですが、これは残務整理であるのかどうか、内部ではっきりしてもらいたい。時たま人権施策課に、今一番人権侵害で社会的にシビアな問題、児童虐待、何件持っていますか、あるいはDVの問題、どれぐらい県の行政で扱っていますか。それはこども家庭局専科のように、肝心な人権施策課で集約できていない、しない仕組みになっている。それが何で人権施策課ですか、もう要らないのではないですかという思いをいたしております。

また、教育行政の中で障害児教育が数年前から特別支援教育という名前に変わりました。

これは発達障害等の子どもたちを障害児にカウントしていくことで、今、かつての障害児教育は3つの段階で行われている。1つはかつての障害児学校、特別支援学校といったもの。それから発達障害等の問題もいろいろございまして、発達障害に似たような状況にある子どもたちはいろいろな形でおりました、一律にはいかない。だから、そういう生徒のいるところに大学生や一般の人たちが一定の研修を受けて特別支援員として教室に入り込んでいます。特別支援員として教室に入り込み、その子が混乱してきたときに寄り添って適切なアドバイスなり、あるいは支援をするという形で入り込んでいる。しかし、そういう人が特別支援員として教室に入り込んでいることがすべてのPTAの皆さんに理解されていない。教師たちも十二分にその意義を理解している様子がない。こんなことで、特別支援教育そのものが大変混乱している傾向にあります。その特別支援員の人たちは時間当たり800円ぐらいのパートで雇用されているようでありますけれども、先ほど言いましたパワハラの対象になった特別支援員もそのうちの一人です。要するに、そういう大変重要な時点で担っている障害児担当の先生と違う身分の特別支援員が存在するということ。その人に対する社会的な認知がまだまだ極めて薄いということも含めまして、さまざまな問題があると思っています。

私たちは部落解放同盟支部連合会という冠をつけて運動してまいりましたけれども、過日、平成22年4月1日付で部落解放同盟という冠をみずから取り外しました。それはなぜかというと、部落差別は今後もしばらく続いていくだろう。だがしかし、いわゆる旧同和地区住民が部落差別という事象にぶち当たるのは生涯のうちで1度か2度である。40年か50年に1度である。これは昨年県が実施しました人権意識調査の結果から類推し、奈良県の旧同和地区人口、今日5万人と推定いたしました。それで割り戻していきますと、生涯に1回か2回なのです。聞き流せばいい、あるいはそれも承知できなければ言い返せばいいけれども、聞き流して済む問題の程度にしか差別者に対してその当該の差別が襲いかかってこない、さらに旧同和地区住民が部落解放同盟を必要としていない。また、旧同和地区住民にとって部落差別問題の解決が喫緊の課題ではない。今、しんどい問題は生活苦が深まっていること。さらに部落内でも、児童虐待やDVが横行していること。要するに部落内外共通の苦しみ、悩みを抱えながら生きているということでありますから、この共通の悩みを共通の課題として認識し、共同の営みを通して解決を迫っていかねばならないのではないかと。そういう意味で、あえて部落解放同盟という冠を外しました。そういう意味も含めまして、今日の人権問題にかかわる対応、旧同和对策に示しておいた対

応と180度転換して、やはり国連でいうところの人権問題の水準に照らして見直し、作り直していく必要があるのではないかと感じています。知事の所見をお伺いします。

次に、2つ目には、去年、民主党県連の戦略会議の一員になって、陳情を受け付けて、仕分け作業というのですか、偉そうなこと、そういう作業を繰り返していました。大門ダムのおかげで、みずからその任を離れましたけれども、しかしその作業の中で、例えば県が国に出している要望書の中で、土木部が出しておりましたさまざまな施策を選択し、ある部分に集中していくと、その選択と集中の作業が見事ございまして、その問題については感心させられました。今の病院等のことでやっております体制も実に見事な選択と集中だと思います。その選択と集中という観点が一番求められているのは農林業ではないかと思っております。新しく農林水産大臣に就任いたしました鹿野大臣は、農林行政を環境行政に転換していくと、彼の頭の中には環境税がちらついていますから説得力に乏しいわけでございますけれども、基本的に賛成です。奈良県下で3万戸の農家があります。田畑を所有している農家が約3万戸あります。その3万戸の対応は、環境対策でいいと思う。これは国に任せておけばいいと。ただ、専業農家、300戸弱の専業農家と1,600戸の第一種兼業農家、ここの対策に県の農政は集中すればいいのではないか、いわゆるリーディング品目等のことに力入れていますけれども、県はそういうところにのみ集中して対策をすべきだと。あと一つ県が対策すべき農政は、耕作放棄地です。そういうところに都市住民を導入する、子どもを導入する、あるいは中高年齢層、退職者を動員する、そういう形で農と全く関係のないところに生きてきた人たちに農業を通じて自然との対話をしてもらおうと、そういう施策でいいのではないか。

また、林政、県の予算、40億円の事業費をつぎ込んで、売り上げが42億円。これだと、もう仕事をしないで40億円もらっていたらどうかというぐらいの実情です。ことし、森林区分設定事業の予算が設定されていますので、早急にその分析をし、そして新しい方針を出してもらいたい。県には1万6,655人の森林組合員がいて、20に及ぶ森林組合に属しているわけです。この人たちがどうも県の林政にとってネックになっている。森林組合がネックになっている。森林組合の中で内部革命が起こらなければならない。担当の人たちに聞いていきますとそういう動きがあるというので、やはり選択と集中、意欲ある組合に集中的に予算を配分いたしまして、一日も早く森林、林業の、あるいは製材業の復活を通しての南部振興対策なくして何が南部振興局ですか。ここのところに一つのめどをつけるためにも農林業における選択と集中という方針は知事自身がきっちり把握

しながら持っていく必要があるのではないかと思うわけであります。

3つ目は雇用問題です。知事には、非常に悪いですが、手元に4年前の知事のマニフェストがございます。この中で、知事は100個の新しい企業を起こすと目標を掲げておられます。これは見事に達成寸前であります。これはよくやられたと思いますし、よく頑張ってくられたと思います。ただ、4万人の新規雇用と、これははるか、けたが違います。約600人でございますので、ここところが悔しいところです。県にとっては、雇用の問題を考えるときに、県単独で雇用を起こすというのは非常に難しいと思います。しかし、3分の1が県外に職場を持っていると。しかも高度経済成長の中心を担ってきた世代が、そろそろ団塊の世代が引退に追い込まれている。この人たちが職をやめて奈良県に戻ってきますと、奈良県の職業安定所に行きます。せめて65歳まで、年金が受給できるまで仕事をしたいといっても、奈良県に職がないのです。ですから、この人たちの職を何とかしたい。あるいはまた、この間の不況の中で就職し損なった20代、30代の青年たちがたくさんいるのです。もう10年ほどしたら、この人たちに世の中、あるいは奈良県を任せていかなければ、この世代がほとんどの人たちが不安定就労に泣いている。非正規雇用である。この辺の問題があります。そうしたところを考えれば、知事が必死に主張している県内に雇用をという、これは非常に大切な視点でありまして、この間、100社の中で約4割から5割が県内の企業であることに注目しています。これまで土地利用の関係で勢いのいいときに工場を拡張したい、あるいは部分的に工場を建て増ししたいというときに、土地利用の関係でなかなか困難を来しまして、私などは選挙に出る前に、かなり前、28年前に、お約束した2件に最近お会いしまして、そろそろ工場、倉庫も建てられますと言ったら遅いと怒られました。要するに土地利用の規制が大変厳しい中で、やっとそこに目をつけ、この企業誘致対策で県内のそうした企業が全体、100社の中の四、五十%がそういう企業として拡張できた、勢いのあるときに拡張できる、そうしたら近所に雇用が生まれるわけです。近所からもうやめているのやったら来てくださいという雇用の話が生まれていく。大変結構なことやと思います。4万と600人と、いけずいうのではないですが、目標を今度は4年間で100件やなしに200件と、こう掲げていただきまして、県内の新しい若い人の起業も促していく方向で頑張っていただければと思うのであります。

4つ目は、午前中にちょっと興奮いたしまして、担当をどなり散らしました。要するに観光客の問題です。どうも知事も誤解しているのところがうかと。知事がさまざまな会議を

招致して、そして快適な奈良での生活を味わってもらおうと、それができのやったらホテル業者はほうっておくわけありません、あれだけの条件を出しているのですから。どうやらターゲットが知事自身間違っておられるのではないかと聞きました。そうしたら担当は、いいえ、去年は新型インフルエンザで減りました。観光客全体が減っているのです。修学旅行生のことを比べるとときには、30年前、20年前、10年前との推移でなぜ減ってきたのかということ、前にも本会議で知事にもただしましたけれども、やっぱり泊まるところがない修学旅行生を学校ぐるみ、200人、300人、それこそ先ほどの今井委員の話ではないですけども、修学旅行担当の担任の先生も一番心配なのです。どうやってまとめて1カ所でつつがなく宿泊できるのかということなのです。ですから、今、設定されている場所、絶好の場所ですし、あるいはバスターミナルを集中させるとか商業施設を集中させるとか、非常にいろいろなアイデアを集積されているのでありますから、そこは準高級ホテルではなしに、ビジネスホテルの400、500室の部屋を持っているホテルに切りかえられたらいかがでしょうか。そうしたら、例えば今、中国からの観光客もバス10台、20台レベルで移動している。関西国際空港から来てもらいまして、そして南阪奈自動車道を使ってもらいまして、京奈和自動車道に乗る手前にケーズデンキがございます。大きい駐車場がありまして、あそこで電化製品を買ってもらって奈良のホテルへ送り込むというようなことでやりますとよりおもしろいアイデアも浮かぶのではないかと思いますので、今の外国へ高校の修学旅行をやるのは、言葉のわからない外国へやったら管理しやすいからなのです。すべては教師の生徒管理から始まっているのですから、そののこのところを見破って、どうかこれは知事のちょっとした頭の切りかえ、高級な客はこちらへどうぞとって奈良ホテル、日航ホテル、奈良ロイヤルホテルなどにお任せして、そういう誘致をしてはどうかということでございます。実に宿泊目標、この知事のマニフェストでは600万人にしたいということで、去年落ち込んで250万人でした。ですから、ここのところを600万人にしようと思ったら、あのホテル一つ、五、六百人規模の修学旅行生、あるいは外国人観光客用のホテルにすると一気に達成するのではないかと思います、いかがでしょうか。

最後は、県立医科大学の問題です。本会議でも訴えました。やはり大学らしい大学に、アカデミックな雰囲気を持った大学にしてもらいたい。土地を見ても今の県立奈良病院の跡地、あるいは奈良市六条山地区へ移るのが90%かたいと思っているのですけれど、その跡地に奈良県立医科大学を移転すればいいと。両方の、奈良県立医科大学附属病院と今

の県立奈良病院は北、南の医療の拠点です。人口が圧倒的に多い北の奈良病院の守りはそこに附属病院の機能を持たせていく、南は、今の医科大学附属病院は中南和地域の中心、中軸になるわけです。面的に広いですから、ある程度機動力を持たせなければならない。機動力を持たせて、関連の県立五條病院も含めまして、公立病院の連携を図りながら、それを広範囲に守っていく、面積で守っていく今の南の病院と、圧倒的人口、医療を担っていく北の病院というところでやること、さらにまた研究機関、他の大学等々との接触も非常にしやすいということも含めまして、これまでのいきさつの中にそういう選択肢も含めながら一つの選択肢として考えていくべきではないかというのが私の考え方です。所見があったらお伺いしたいと思います。以上です。

○荒井知事 5つご質問がございました。

田原本町のパワハラ問題から人権の話の所見ということでございますが、委員のお話をお伺いいたしますと、人権問題、同和問題は教育部門で余り触れないようにしてきたのが特別支援の教育の内容ではないかという断言があったように思います。そうであれば大変ゆゆしきことだと思います。人権と部落差別についての所見ということでございますが、一つは部落差別は、委員もお述べになった面でございますが、現象としては大変少なくなっている点はあるかと思えます。私が子どものころに見聞きしたのよりも非常に希薄になってきたことは感じるわけでございますが、しかし部落問題がなくなったかという、そうではないと思えます。考え方として、現在の差別問題は、例えばアメリカでも奴隷問題は黒人問題として残るけれど、奴隷問題はどうか、ある人は、それはひいじいさんがしたことかもしれないけれども私はしていないから責任はないのだという言い方がアメリカでもあるそうです。それはナチスの責任は先祖のドイツ人だから私の責任ではないというのと同じ論になりますが、日本の部落差別は、それは先祖の時代のことだから今の時代、責任がないのかという、そういうコミュニティーの責任は地域が現在も負っていると思えます。今、自分でしないのは責任がないというのはリバタリアンの思想でございますが、経済思想的には新自由主義で竹中平蔵さんのような思想になってきていると思えますが、コミュニタリアンと呼ばれる人権思想によれば、その地域の歴史を負っていると考えられると思えます。歴史をよくかみしめるということが教育においても現在の社会事象を解決するにも大事かと思えます。

それと、同和の問題は黒人問題と違って見えない差別と呼ばれている面がありますので、見えない差別はとっちめにくいところがあるかと思えます。したがって、余計に意識の

問題を解決する難しい問題であります、意識の問題を解決する必要がある。これは今ないではないかと言われたら、そういう歴史があるのだからということを経験に銘じる必要があるのではないかと私個人としては思っております。

そのような部落差別と人権の阻害についての認識、現代人としての認識は、そのように責任があると私個人が感じておる面がございますが、もう一つは、委員お述べになりました現在の人権差別は部落だけではなくほかにほかのところにも広がっていているというご指摘がありました。それは新しい問題であります、根っこはいじめとか、共通している心理状況もあるのではないかと感じます。そのようなことを根絶するのは、次から次ということで現象的には出てきますので、根絶するのは大変難しいことであろうかと思いますが、人道主義というのは今、世界じゅうを覆っている大きな普遍的価値だと思います。これは一部の人だけが差別されているのではない、差別をし合うというようなことが発生しておりますので、人道主義にいたしますと、どの人でもどの地域でも差別があってはいけないということまで普遍的に発展するものだと思いますので、これからは、人権意識も同じことかもしれませんが、人道主義に立った社会の展開というようなことが本当に急務であろうかと、日本はこの面では決して先進国ではないと思っております。奥深い議論でございますのでちょっと浅薄な所感では申しわけないように思いますけれども、そのように思っているところでございます。

2つ目は、農林政策についての選択と集中を図るべきではないかというご指摘がございました。本当にそのように思います。

まず、農業の分野でございますけれども、農業は、国の農政と奈良県の農政は正直全くかみ合わない関係にあるかと認識をしております。ところが、国の農政の補助金は直接農家に渡される、県を通じない空飛ぶ補助金と言われる性格のものが多くありまして、その県の状況に合った補助金行政ができなかった面がありますし、今もその点は大きく変わることはないわけでございますが、国も地方の実情に応じた農政を展開させてもらう、もう少し自由度のある原資をいただけたらと思っておりますが、奈良県の農政はどのように展開すべきかということになります、それは委員の意見とほとんど似ている面があるように感じましたが、兼業農家中心の農政で、しかも小規模な農地を維持されている、これは小規模であっても環境を保全するという貴重な農地であります、労働力を入れるという点では、水稲、稲の方が楽な面がありますので、そちらに傾いてしまうということがあります、新しい担い手を確保する必要があるかと、きのう農ガールズというのが訪問され

まして、これは奈良女子大学生ですが、そこで来られたNPOの方は奈良市で農家がふえているのですよと、5人とか6人ということですが、ふえているのですよ、これは耕作放棄地を手間のかかる大和野菜をつくるということをしていて大変心強い井下さんの言葉でございました。これも一つの生き方だと、小さくてもチャレンジをすると委員がおっしゃった点があるかと思えます。それから、耕作放棄地をそのように転換できないかと、近畿で一番多い県でございますので、それもポイントかと思えます。もう一つは、農産物直売所という形ではわずかに展開したり、食と結ぶということでやっておりますが、販売のルートをつくるのを県がもっと力を入れてもいいかと思っておりますので、これからも力を入れていきたいと思えます。

林政については、大変本質的な森林組合のことについてご指摘がありました。そのように感じる場所も日々ある面がありますが、意欲ある森林組合、あるいは事業者等を応援するよというところは選択と集中の基本でございますので、このたびの森林区分の中でそのようなことが実現できたらと思えます。来年度予算でそのような展開ができたらしろいろ研究を重ねているところでございます。

雇用についての100の企業は褒められましたけれど、ほかは全くいかん結果でございますが、100の企業も、言いましたら、これ景気の悪い中で奈良県に来ていただいていると思っております、これは決して県とか私の努力以上のもの、ラッキーだと思います。なかなかこの景気後退では難しいと思えます。4万人といたしましたら、就任直後、景気のせいだけではありませんが、大変後退いたしまして、ホテルもそうですが、それと観光宿泊客も360万人、380万人という統計を見て600万人という額を出したのですが、実は調べてみると250万人だったと。情けない、これは県の中の仕事でありますので実に情けない結果ではございますが、雇用の4万人、600万人はマニフェスト失政、失策と、掲げた内容が達成できなかったということは率直に認めなければいけない時期に来ていると思えます。

そのようなことはあるが、県内雇用をどのように振興するかということは、組織で産業・雇用振興部という気合いだけを入れた面もありますが、この奈良県のような土地柄ですと、一つは先ほど委員がおっしゃった土地利用を非常に弾力的にすると、特に既存の企業が拡張余地がないと大いに困るということでもありますので、拡張余地を踏まえた立地環境の整備を心がけてまいります。まだ不十分ではありますけれども、多少拡張余地関係の整備ということで感謝されている事例が多少出てきているようでございますが、これはよ

り県内企業の居心地の良さ、仕事のしやすさということで続けていかなければいけないかと思っております。

それと、もう一つは地方の政府も職業のあっせんだけではなしに企業の創設、雇用の創出にどのように手を挙げるかということになります。それについては、県が例えばファンド的にいろいろな事業を起こして雇用を創出すると、ふるさと雇用や緊急雇用ということでございますが、なかなかそれでは安定的な雇用が創出できないように思います。新しい田舎の大都市のようなものは景気回復すると自然と有効求人倍率が上がりますが、景気が回復すると有効求人倍率に差が出てしまうのが奈良県でございますので、底地を上げないといけないというのは、ちょっと時間はかかってきておりますけれども、基本的な今、これからの最大の課題だと思います。県は公的な補助金だけではなしに、販売における商社機能、あるいはファンド機能のようなものができるのか、今までそういう箱物をつくるのに失敗をした事例が多いので、財政が難しい中でできるのかという議論はあると思いますが、観光産業にしる製造業にしる、何か手を考えなければいけないということを思っております。

4つ目は、観光客についての宿泊施設についてのご意見でございます。大変有益な意見だと思いますが、観光部長というのをして、全国の観光の事情を知った中で、奈良県の観光地、特に宿泊施設はキャパとしては最低、一番低水準、観光宿泊客も低水準という面が強調されますが、もう一つは、宿泊の選択肢が少ないとかねてから言われております。修学旅行専門の宿泊か、今まではそれで多少のホテルはできてきたと、修学旅行についても実は京都にとられっ放しといってもいいぐらい、京都は、やはり今、児童生徒も個室主義ですので、相部屋は嫌だと、あるいは日本料理は嫌だと、ファストフードが食べたいという人に需要があるような観光地ということが一つと、もう一つは、まとまって管理がしやすいというのは、100名単位の管理になって、修学旅行は勝手に動いて帰ってこない生徒がいると困ると、けんかすると困るというので、京都は大変サービスで相乗りタクシーに生徒を乗せて必ず運転手さんがホテルへ連れて帰るというサービス、これまた安いものですから、奈良県のタクシーは割と高くて、その点でもちょっと総合力で劣っている面があって、修学旅行におくれをとっている。しかし、新しい修学旅行生の波は奈良県に押し寄せてくることは可能だと思います。平城宮跡が国営公園化されて、あそこは歴史を学ぶ場所としてつくと、奈良公園でも明日香村でも歴史を学ぶ場所として、奈良県に来れば昔の歴史、国の発祥が学べるという展開にすると、修学旅行生が必ず行かないといけない

場所となってくると思います。そのときの宿泊とか移動とか食事というのは大いに考えなければいけない。新しい修学旅行生の獲得方策ということでございます。そのホテルの宿泊で奈良県に欠けているのは実はVIPの対応、VIPといたら金持ちみたいですけど、コンベンションでスイートがいる、今度はAPEC観光大臣会合のVIPはすべて奈良県でやっとな確保、泊まっていたことができましたが、途中は大阪で泊めることになるがそれは許してくれと、こういう配宿業者からそういう言葉があったのですが、結果的に奈良県内へ押し込んでいただくことができましたのですが、大きなレベルの高い会議をするときにはいつもそのことが問題になりますというのと、それとハイレベルの人が小さな人数で来られたときに宿泊はどこになるのですかということが聞かれます。今、どこというレベルではありませんが、既存のホテルでは、多少レベルが低いと言われるお客さんも結構奈良県はふえておるわけでございます、そのようなお客さんのホテルをやむを得ず京都とか大阪ということを紹介するのは悔しくてたまらないというのが、ちょっと気持ちの面ではそのように思うのですけれども、しかし奈良県のような大都市に近いところで高級ホテルができるのかというのは課題でございます。これはマーケットの課題であろうと思いますが、いろいろな情報、親切な情報をいただいておりますので、よく耳を傾けて、奈良県での投資がどのような形で実現するのかということをもう少し研究したいと思えます。

最後に、医科大学のことでございますが、医科大学のことで、奈良市六条山地区に移転をして奈良市平松町に医科大学を持ってくるのはいい案ではないかと、こういうご指摘が本会議でもございました。医科大学の教育部門の移転のこと、どういう条件か簡単に振り返ってみますと、もとは医科の単科大学でございますので、学生の質ということからすると、これは学長がかねてから言っておりましたが、他の分野の学生との交わりが少ないので、発達といいますか、幅が狭いままで専門医に育ってしまうという課題がかねてからございました。しからば、それで高山地区第2工区に行こうといったのですけれども、大きな他の大学との交わりがあるキャンパスということを志向したわけでございますけれども、その中で、今度は臨床で附属病院との距離ということ、それともう一つ、北に持っていくと南和を脱出するのかというようなことがございます。それともう一つは、地元生駒市の協力度が悪かったのではないかと課題が、簡単に振り返るとそういうことになりました。奈良市六条山地区の案につきましては、せっかくのご提案でございますので一考に値すると思えます。庁内で設置しているPTにその点検等させたいと思えますが、その上、

今後地域の方々や関係者と十分に意見交換を行いながら、年内には候補地についての県の考え方を示したいと思います。

○山下委員 おおむね私の意に対しての答弁いただきました。ただ、順序の問題で、部落差別はまだあるのです。ありますけれども、それは部落民にとっても、時には聞き流していいぐらいのものになっていると、要するに差別は、我々は今まで廃絶の対象としてきましたけれども、廃絶の対象ではなしに克服の対象なのです。そうしないと、あの奴隷制度を生んだアメリカ合衆国でバラク・オバマが大統領になったことがわからない。彼はみずからの努力とアメリカ人の英知によって差別を克服したのだと、克服して大統領になったのだと。彼が大統領になったとしても、アメリカにおける黒人差別問題は一向に解決していない。そういう事実を見たら、やはり廃絶の対象ではなしに克服の対象であるということ。

さらに、これまで基本的には同和教育も人権問題も、差別しない、させない運動なのです。だから、差別をした人をどう回復させていくのか。人間だれだって差別する可能性を持っているのです。差別というのは人間の生活にとって必要な要件かもしれないと言う学者もいます。ですから、差別はだれでもやる可能性がある。やったときに、その過ちに気づき、二度としない、あるいはみずからの意識を変えていく、そういうプログラムがないのです。逆に言ったら、部落差別を受ける当事者である部落民にとって、差別を受けたときに、その傷をいやすプログラムがないのです。アメリカというのは非常にその辺で熟達した国でございまして、要するにさまざまな差別問題について、加害者、被害者が回復、やり直し、慰撫する、そういうスケジュールがあるのです。日本ではそれができていない。ですから、今後、例えば児童虐待で現場の人たちが一番困っているのは、絶対に鬼母親やと、あのもとへは返さないぞと誓って隔離するのですけれども、子どもに聞いたら、やっぱりお母ちゃん言うて泣く。泣いたからといって母親の元に返したら再び同じことを繰り返す。それをどう克服していくかというときに、母親の教育をどうしていくのかが非常に重要な側面になります。そういう意味では、やはり関係者、気づいているのですけれども、一つのプログラムとしての追及がない。

今、東吉野村で20数年間、名古屋の部落出身の人が僧侶に招かれて、歓迎の席でたまたま肉を出された。ある人が、招待した方が、招いた方の村の役員が、坊さんやから肉は食わへんわなと言うた。いえ、ご心配無用と、うちの父親は肉屋でございましたと言うた途端に、招いた村の5人の役員、4人ともすっと出て行って、要するにその人が僧侶に葬

をおおむね7割ないし8割程度以上を指すということで、訂正をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○井岡委員長 審査の途中ですが、午後3時40分まで休憩したいと思ひますので、しばらく休憩します。

15:22分 休憩

15:42分 再開

○井岡委員長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

それでは、ご発言願ひます。

○田中（惟）委員 総括の場でございますが、2点ほど質問と意見を申し上げたいと思ひます。

先ほどから人権に関するお話がございました。考えてみますと、私たちは生けるものを殺して生活している、みずから生きるためにほかの命を殺して生きていると言っても過言ではないと思ひます。猫を殺し、犬を殺し、豚を殺し、牛を殺し、それで毎日の生活をしているのが現実の姿ではないでしょうか。（発言する者あり）いや、猫を殺しているのです。それはどこで殺しているかといひますと、うだ・アニマルパークに併設しております動物愛護センターでございます。人間は猫をかわいがって、かわいいかわいいと言ひながら、嫌になったらぽっと捨てて、町の中へ捨てている。社会猫といひて、飼い主のわからない猫が勝手に徘徊して、それでどこかでえさをもらったりして生き延びている。それでも手というのですか、足というのですか、車に引かれて動けなくなった猫は今度はどうなるかといひると、動物愛護センターに連れていかれて、そこで処分されてしまう。これが実は現実の姿であります。そこで働いておられる、当時樞原市で働いておられた方々の職場環境はどうであったかといひると、これまた考え直さなければならないというテーマがありました。そこで、宇陀市でお引き受けをして今日1年以上経過して運営をしていただいているところでもありますけれども、その経過についてはもうそれぐらいにしておきますけれども、だけれどそういうふうなことを考えますと、あそこにあります施設といひるのは、みずから人間が命の大切さといひるものをわかるための施設でなければならないといひのが大きなテーマであり、そういうことがあって初めて地元の方はあの施設を受け入れようといひうことが成立したわけであります。また、建設を受け入れてもらいたいといひ話し合ひをなさったときに、そういうことをやりますといひることを前提にして地元説明をして、それで受け入れが認められた、容認されたといひる経過があるところなんです。ですから、設計を

やりました、工事をやりました、でき上がりました、いや、でき上がらなかったけれども、動物愛護センターだけが営業させてほしいとって営業をして、とにかくこれで順調にしているからそれでいいのではないのということでは決してその目的を達成したことにはならない、強くそういうことを主張したいと思っています。人間だけの生活だけではなくて、動物との共生においてもやはり命を大切にする、飼い主の責任を果たすように責務を課していくということも大きな課題であるとも思っているところです。

ところで、質問者としての私の目から見ましたら、必ずしもその部分は、命を大切にするということについての県の取り組みは十分であるかという、十分であるとは言いがたい、言い切れないと思います。それはなぜか。昨日までに質問申し上げた点でありまして、担当の方はわかりいただいていると思います。殺傷処分数と譲渡頭数といいますか、もとの飼い主のところへ戻すというか、そういうふうな頭数の比較をすると、いかにも殺傷頭数の多さということにおいて証明されていると思いますので、やはりあの施設ができた以上、命を大切にするという教育の大切さ、これはぜひとも強く強く進めていただく必要があると思っています。

今日、親が死んだ、けれども、押し入れ、袋に入れてほっといたら20年たった、30年たった、これはまともでしょうか。親が子ども、先ほどの話ではないですけれども、虐待して平気やということは、これもまたまともでしょうか。嫁さんをなぐって困るといって、警察署へ行って、だんなと仲直りさせた、もうこれでいいとだんなのところに戻したら殺されてしまった。これはまともでしょうか。これはやっぱり命の大切さということ、本質的にといいますか、きっちりと教え込まないといけないということが根本にあると思うのです。教育の大切さというものを再認識すべきだと考えています。

また本論の方に戻すのですけれども、動物愛護センターをあそこへ移す以上、命の大切さを教える教育の現場だととらえていただいて、活用していただくことを強く求めたところですが、それについて今後の取り組み、これはぜひとも強い姿勢で実行していくということをお示しいただきたい。また、教育長におかれましては、ぜひとも現場に行っていて、命の大切さを学ぶ施設として使えるのだという自信を持っていただいて、ぜひとも命の大切さを子どもたちに、そして社会教育の場として奈良県民の方々にお使いいただきたいことを申し上げたいと思います。できましたら知事から今日の社会情勢、並びにあの動物愛護センター開所式にお越しいただきましたけれども、知事の所感をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

もう一つの質問は、先ほどの問題も前の知事の当時の出発だったのですけれども、これからの質問も前の知事の当時の発端でございます。市町村の合併促進という問題がございました。地元である宇陀は4町村が合併して宇陀市を構成しました。それで、その合併の調印に至る直前まで下水道について危惧がございました。これが公共下水道になったらどうなるのだろうか、合併しても、その後、宇陀市でこれが運営できるのだろうかということについて、その当時の合併促進のための責任者の方にも問い合わせをし、申し入れ書、協定書をつくりたいと申し出たのですけれども、あいにく県は応じていただけなかったので、申し入れ書まで入れて、この問題についての危惧を申し上げたところです。しかしながら、この合併後、県は10年間だけ流域下水道としての運営を続けるけれども、10年たった後は公共下水道で運営していくことになりましてということで、もう5年が経過したところです。

そこで、お尋ねしたいところは、宇陀市の公共下水道としてお引き受けしたときに、毎年5億円ほど宇陀市が負担していかなければならないという事態に陥るわけです。きょうの朝の質問でも少しさせていただきましたけれども、今でも、宇陀市の財政は厳しい状況にあつて、毎年5億円の負担を強いられることになりましてたちまち財政的に破綻していく、夕張市になってしまう危険を抱えていることも確かであります。もちろん県は全然心配しとらんよと、あんたら勝手にしたらいいとおっしゃっているわけではなくて、ご心配いただいているいろいろとご努力いただいていることも聞いてはおりますけれども、きょうの新聞にも載っておりますのですが、宇陀市はきのう閉会した宇陀市議会において、公共下水道になる中小の自治体の下水道を引き続き流域下水道として認めてもらいたいという要望書、意見書を内閣総理大臣以下、国土交通大臣にも提出しようと議決されました。中に書いてありますことの一部だけですが、読ませていただきます。

「合併により一つの市町村となった流域下水道は、特例期間中は流域下水道の適用を受けるものの、期間が満了すれば市町村が維持管理等を行う公共下水道に移行するとされているところである。この場合、流域下水道施設の円滑な運転管理の継続や水質基準の確保、さらには事業経営そのものにも大きな支障が生じることが危惧される。」少し省略させていただきます、「流域下水道が引き続き都道府県で管理運営できる法改正を図られることを強く要望する。」こういう意見書を宇陀市議会が議決されて、いずれ近いうちに国に向かって発せられることになるかと思えます。

ちょうど国土交通大臣、馬淵澄夫議員も奈良県出身でありますし、知事も今現在は国

土交通省のご出身でありますし、いろいろ県の方々のご意見を拝聴しておりますと、引き続きできるだけ宇陀市民に負担をかけないように努力をしようと努めているのだとおっしゃっていただいておりますのですけれども、しかし現知事が20年、30年、50年と引き続き知事を務めていただくということも無理かと思えますし、今おっしゃっていただいている担当者の方々も長くその職責においていただけるという可能性はないことをごさいます。やはり安定した地域運営をするという意味においては、法改正のもとで安定した施策を運営していくことが大切かと思えますので、そういう意味で、法改正をぜひとも望んでおりますので、ご協力とご支援をお願いしたいと考えています。この件についての知事のお考えがあればお答えいただきたいと思います。

以上2点でございます。

○荒井知事 田中（惟）委員から、まず、うだ・アニマルパークの命の教育の今後の発展について、取り組みについてのご意見とご質問がございました。

うだ・アニマルパークの経緯については、委員お述べになられたとおりでございます。動物愛護、あるいは命の大切さを教える場として、大変貴重な場としての可能性、潜在力を秘めていると思います。経緯としては、殺傷施設と引きかえに取り入れたのだということでございますが、それを超える命の、動物の愛護の精神、あるいは実験をする場として重要性が増してきていると思いますが、それは委員お述べのように、人が我が子を殺す、ペット以下の扱いをすると、あるいは親を年金のために死を隠すとか、存続、種族を自分の利己のために使い、虐待、あるいは死亡も含めてやるという風潮の中での、生きるものをどのように大切にするというのを教える場として貴重なことだと思えます。

さて、どのようにするのかということでございますが、今までに取り組みは不十分だとはっきりおっしゃいました。実はこういうので自分も不十分だと同調するのも変ですけれども、不十分ではないかということをごさいます。さんざん県庁の知事室では言うておりました。というのは、関係課が分かれておって、連携が不十分だということは委員も指摘されたことでございますが、私から見てとれるところがございまして、どうして連携できないのかということは発足以来の課題。旧大宇陀町の芳岡前町長さんもそのようなことを盛んに言うておられましたのも聞いておりましたので、そのとおりで、何とかできないかと思ってきたことだけは確かでございます。その連携といっても、一つは今の命の大切さを教える熱心さをまた持たなければいけないと、これは大事な、あるいは潜在力のある場所だと思えばいいのではないかと、実際そのとおりでだからということと、しかし思ってもそういうた

ぐいのことを余りしたことがないので経験が不足している、実習が不足しているということはあったと思いますけれども、このように言うこと、あるいはご質問いただくことによって、現場までも熱意が伝わることは十分あろうかと思えます。PR不足とか学校の生徒を連れてくるのが不足していたということもありますけれど、それはどちらかというともまだ枝葉末節なことで、基本的な意欲と、その基本的な能力のアップということを獲得しなければいけないステージではないかと思っております。そのような認識ではございますので、今後の取り組みには意欲を持って取り組んでいきたいということは申し上げたいと思えます。具体的にはまだいろいろな工夫をしないと、何よりも非常に命の大切さというのは抽象的なものでございますので、どのようにそういう、先ほど山下委員の差別の解消ということの気持ちを育てるのにはどのように人が生きればいいのかという、大変抽象的なものはぐくむというのをどのようにすればいいかという多少難しい課題になる面もあると思いますが、それは意欲を持って研修をするということを何度もしなければいけないと思っております。きょうはそのような気持ちの表明にさせていただきたいと思えます。

それから、流域下水道については、経緯はおっしゃったとおりでございますが、今の対処、施政の方針として、合併特例法の規定で平成28年度までとされております県の維持管理の継続というものが、法改正が可能であればしてもらって、県が管理運営できればさせていただきますというのが基本姿勢でございます。それには法改正が要るということと、合併した地域での多少の工夫が要るのではないかと思っております。

合併市に移管される、7府県あるわけですが、表面的な調査かもしれませんが、その後、合併してどうなるのかと調べましたら、合併市に移管するところが4団体ございます。移管の必要がなくなった当初から統合するのが1団体ございます。本県と同様に検討中であるのが1団体ということで、6府県の中で処理が進んできているというようなことでございますので、奈良県だけが処理の方法が決まらないというのもできれば避けたいと思えます。宇陀市とは検討会を設けておりますが、一方、地方公共団体、市町の団体が中心でございますが、日本下水道協会において、同じような懸念から提言がこの6月30日に出されております。大阪府の池田市長の倉田さんが会長で出された内容でございますが、合併特例期間満了後においても引き続き流域下水道事業として県が運営できるようになると、もしそれができなければ新たな交付金制度を創設してもらいたい、合併市町村における補助対象範囲の特例期間の延長というようなことが提言されて、このとおりにいけばいいわけでございますが、いけないこともありますので、一つは国の動向を見ると、他府県の

知恵があればかりるということで引き続き検討したいと思いますが、この下水道の分は国の関与が今まで大変大きくて、ここもそうでございますが、その仕切りが強かった。ただ、国の関与が緩む傾向にはあろうかと。その緩んだときにどうするのかということが問われますので、奈良県はどのようにするのかということは宇陀市と関係する類似の市町村がありますので、それとの調和がとれるような形の解決策を研究すべきかと思えます。

もう一つは、新しい流域下水道を県が引き続きやるにしても、流域の関連の公共下水道で新しい市がどの程度まで役目を果たすのか、組み合わせをどのようにするのかといった課題が多少出てくるかもしれませんが、そのような課題も含めて鋭意検討したいと思います。いつまでかというのは今、明言はできませんが、切りをつける時期が迫ってきていると思っております。

○田中（惟）委員 下水道の問題につきましては、ぜひとも制度が成立して安定的に宇陀市が引き続き施策を講じられるようご尽力を賜りたいと思えます。

それと、先ほどのアニマルパークについてでございますけれども、知事が2～3年前におっしゃられたのは、県庁の諸君はそれほど後のことについて心配するなど、おれが責任を持ってやるから精いっぱいやってみるとハッパをかけているのだとおっしゃいましたし、事実そういうごあいさつもお伺いをいたしました。それで、なかなかホテルの問題につきましても外国の観光客の誘致についても一歩も二歩も前を進んでおられるという感じに見えるのですけれども、せっかくのお考えを十分に県庁職員の方にわかっていただくようにもう少し努力をしていただきたいのと、同時に、縦割りの行政も解消していただいて、庁内の連絡、いろいろな相談事、これはやはりあそこがどうの、ここがどうのという、そういうセクショナリズムに陥らないようにひとつご配慮していただくことをお願い申し上げます。以上です。

○大国委員 スポーツ振興にかかわって、自転車の振興についてお尋ねをしたいと思えます。

代表質問でも質問させていただきましたけれども、これからの奈良県民の皆さんの健康、長寿ということを考えますと、奈良県が示されているように、5つの構想案の中でも、健やかに生きる構想の中にスポーツ振興という分野がございます。非常に重要な分野だということで、さきにも触れましたけれども、大分県に先進的な取り組みをされている総合型地域スポーツクラブの様子を勉強してまいりました。本会議でも申し上げましたけれども、年齢層を問わず、いつでもだれもが気軽にスポーツに親しむことができる、そこには本当

に高齢者の方も子どもさんたちも一緒になって地域のコミュニティーもつくることできるという非常に幅広い効果が見込めるわけでございます。そこで、今回の予算審査特別委員会におきましては、自転車振興という1点に絞って知事にお尋ねをしたいと思っております。

この自転車振興、先ほど申し上げましたように、奈良県の総合型地域スポーツクラブは全国ワーストワンとも言われておるように、現在、大変お困っている現状です。その中で、これから各市町村に1個ずつはしっかりと設置していきたいという、そんなご決意もありましたけれども、その中で恐らく奈良県内でも自転車によるスポーツ振興の取り組みがこの地域スポーツクラブの中でも進められるのではないかと。それは知事がよくおっしゃるように、奈良県のこの土地柄、またロケーションといいますか、そういったことも含めて非常に気持ちよく歴史や文化にも触れることができるのではないかと。

少し調べてみますと、現に愛媛県で自転車を使ったスポーツクラブをされているところがあります。これは愛媛県のしまなみスポーツクラブというところですが、自転車で幾つもの神社を回りました。設立準備委員会の中にサイクリングの指導者がいて、自転車の楽しみ方やマナーを学びながら自分たちの町を知ることができましたということであったり、また鳥取県でもママチャリ耐久レースという非常に身近に感じるようなことがあったり、今後奈良県でも形は違えど自転車振興というのは広がっていくべきであろうと感じております。

その中で、きのうの夜にインターネットでいろいろ調べていくと、5月議会でしたか、知事も答弁をされましたけれども、自転車道をしっかりとこれから整備をしていくという答弁もあったかと思っておりますけれども、この奈良県の自転車道もしっかりとPRをされているホームページがございました。これはサイクルスポーツ.jpというのですが、この中で書かれているのは、世界遺産の宝庫、古都奈良の真ん中を突っ走る奈良自転車道、走り終わると引き締まった肉体と、プラス日本史に強くなる特典つき、今まで覚えられなかった歴史が頭の中にばんばん入ってくるから不思議、学生諸君、夏休みにはシルクロードの終着駅、古都奈良に行ってみよう、こんな呼びかけがあるようでございます。こういうのを見ると、行ってみたいなど、自転車の好きな方は、写真つきで出ておりました。非常にありがたいと思っております、日ごろこの自転車道のわきもよく走りますし、また歩くこともありますが、こういった取り組みも含めて、知事も自転車ということも少し意識をされている、また力を入れていかれようとされていると感じておりますけれども、この自転車活用のために県はどのように取り組んでいかれるのかをまずお聞きしたいと思

います。

○荒井知事 大国委員お述べになりましたように、奈良県の土地、あるいは歴史的な景観、あるいは文化財は自転車の利用と大変相性がいい土地柄のように思っております。一方、そういう自転車の利用が有効だということに余りまだ目覚めてこなかったのではないかとも思います。自転車道はそこそこ整備されているのですが、完璧につながっていないと、案内も不十分だと、どこにどういうものがあるかということも含めて、そのようなことを思いますと、自転車道のグレードアップということは自転車道のミッシングリンクをなくす、案内をはっきりすることが基本的なことで必要かと思えます。自転車利用促進計画というまとめたものをつくっていききたいということは表明しております。そこから個別案件ですが、自転車道のところにステーションをつくるということで、サイクルのステーションを橿原公苑の中の施設を改造することによってシャワーとか、自転車から着がえするというようなこととか、浄化センターは自転車道の交差点でございますので、そのように利用するようなことも考えております。一方、電車で来られて自転車に乗りたいという人も実はございますし、また駐車場に来て自転車を借りたら混んでいるバスに乗らなくて自転車で法隆寺に行きたい、奈良市の方へ行きたいということが今度の平城遷都1300年のお祭り、実に多かったと、古都りんというのが実にはやったということが経験で出てきておりましたので、それを来年度以降、そのようなレンタサイクルをもう少し有効に使うことができたらと思えます。

それと、委員お述べになりました競技自転車も今はとてもはやっております。県警察の協力を得まして、ツアー・オブ・ジャパンの奈良ステージというのは大変大きな、あるいはハイレベルの競技でございますが、奈良市から布目ダムを周遊するコース、ただ人目につかないので余り目立たないまま終わってしまったということがありますが、そのようなことが奈良県に注目して競技を行っていただいておりますし、場所としては、そのほか平地の一般の観光客だけではなくて山を登る自転車スポーツというヒルクライムが大変はやっているようでございます。信貴生駒スカイラインもそのように使うとか、高取城や大台ヶ原でもヒルクライムといいますか、自転車、今まで山の上の道路は自動車道でございましたので、それとの調和ということがこれから課題になってくるように思っております。また、自転車競技は奈良県でも優秀な選手が出ておられますので、そのような方が出るというのはやはり素地があるように思います。道路の整備、それといろいろなプロモーション、それと競技振興ということをあわせて実行できるとスポーツの楽しみ方が多様になっ

て、先ほどの暴力、あるいはいじめ、あるいはいろいろな社会的な病弊に近いようなものまでも少しは治る薬の一助にならないかとも思うところでございます。

○大国委員 よく理解をいたしますけれども、この自転車を広げていくに当たりまして、もっともっと、ふだん乗る方、乗らない方も含めて、自転車に親しんでもらうような仕掛けづくりが必要だろうということで、昨日の委員会では、例えば自転車といえば県営競輪場がございますので、競輪場をそういう何か拠点的なもの、あるいはそういうイベントも含めて使えないかという提案をさせていただきました。地元に住む者にいたしましては非常にありがたいことですが、やはり場外車券を売られる日も含めてほとんどが競輪に使っていらっしゃる現状がありますけれども、しかしながら、聞いてみると、年間スケジュールを組むに当たって前もってきちっと組み入れていけばできるということも聞かせていただいております。きのうの商工課長の答弁では、自転車振興のためのさまざまなイベント、競輪場の活用は所管の競輪理解への一助としても有意義なご指摘と考えると、知恵を絞りながら自転車振興にかかわる情報発信、あるいは活動拠点としての活用方策について検討していきたい。例えばお父さん、お母さんと一緒に子どもさんと自転車で集ってくるような雰囲気づくり。春には、きのうも申し上げましたが、秋篠川、今船下り、少しスポットが当たっておりますけれども、非常に桜のきれいなところもありますし、またいろいろな施設もあります。コミュニティーホールもありますし、少し古くなりましたけれども、テニスコートが細々とあったり、そういった状況もありますので、親子で集える場にもなろうかと思っております。やはり開かれた競輪場という、側面的にはそんな願いもありますけれども、しかしながら大いにこの自転車振興をする拠点として何か知事としてお考えはないかなと思ひまして、所見があればお聞かせいただきたいと思ひます。

○荒井知事 委員の意見を感心しながら聞いていた次第でございまして、競輪場の利用とか秋篠川、その他の川辺利用とかも含めて早速研究したいと思ひます。

○大国委員 非常にいいところでございまして、競輪のおじさんが来ているということだけではなくて、非常に幅広く使える、特にことし、モーターショウに使われますけれども、車ではなくてやはり自転車に光を当てていただいて、あそこで、例えば、朝にイベントをやって、その後、御陵をずっと奈良市山陵町の方に回って自転車道に出て、ちょうど川沿いに西の京に下っていける、こんなコースもあろうかと思ひますし、さまざまにいいところでございますので、一度ご検討お願いしたいと思ひます。

もう1点、この質問をするに当たりまして大変各所管、担当者の方と、いろいろな方に

お話を聞かせていただきました。なかなか行き着く答弁はどこが書くのだという話になりまして、それほどいろいろな可能性を秘めております。先ほど知事の元海上保安庁長官、あるいは観光部長という話をされましたけれど、きのういろいろ調べてみますと、昭和61年5月14日に衆議院で交通安全対策特別委員会自転車駐車場整備等に関する小委員会、ここに荒井知事は運輸省地域交通局交通計画課長で出席をされております。この並びに、これは余談になりますか、自治省財政局地方債課長として柿本善也さんが並んで出ていらっしゃいます。非常にこれは何ぞやという、この辺から何かあったのかと思いながら見ておりましたけれども、非常にそういったことでは自転車についてもさまざまにノウハウをお持ちだろうと思っております。例えば自転車振興をするに当たりまして、今申し上げました駐輪場の問題、また交通安全、事故防止、いわゆる秋篠川の自転車道は当然ウォーキングをされている方もいらっしゃるし、観光地と密接いたしておりますので、交通安全対策、あと自転車道としてのハード整備、あと観光都市という側面、それとまた健康づくりという側面等々、さまざまに所管が分かれてまいります。こういったことを含めて考えますと、やはり県の組織挙げて自転車振興をしっかりと安全対策も含めて考えていかななくてはならない時期に来ているのではないかと、警察にも入っていただいてということになるかと思っておりますけれども、これは提案でございますけれども、そういう計画的なものをつくる必要があると思っておりますけれども、知事のご所見をお願いしたいと思います。

○荒井知事 交通計画課長時代というのは大変懐かしい、初任課長で、柿本さんが同じ委員会におられたとは全く知りませんでした。その当時は名前も知りませんでしたので、ずっと知りませんでした。ご紹介ありがとうございました。

自転車振興は今言われたようないろいろな角度の振興が、イベントにしる環境整備にしる、今はやりだと思えますし、もう一つは、先ほどアイデアということですが、ヨーロッパでは旅館を自転車でたどっていく、着がえとかの衣料はバイク便でユーロバイクというのが先に送って、ご負担は自転車の確保だけで次の宿泊所に行くという旅行がはやりかけていると、奈良県もそういうようなのが一つの売り出しで、ほかの県がやる前に奈良県が売り出せたらいいなと多少思っていた面がありますので、一つのアイデアとしてご提起させていただきたいと思っておりますが、そのような観光利用も含めて、いろいろな角度で自転車計画をまとめるときには幅広くまとめていきたいと思っております。

○大国委員 ありがとうございました。ぜひとも、今さまざまいろいろ、広く話をさせていただきましてけれども、非常に自転車というものにこれから奈良県も大きく施策を考え

ていただきまして、本当に奈良県のよさを自転車で感じてもらうという角度も必要と思っておりますので、ぜひともご検討よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

○中野（明）委員 学研高山地区第2工区にかかわってお聞きをいたしたいと思ひます。

知事を見ておりますと、奈良県を何とかしなければならぬと思ひて、いろいろ考へて、もう先へ先へと出されまして、その構想がいいか悪いかは別個にいたしまして、一生懸命熱心に取り組んでいらっしゃるというのはすごくいつも見ていて感じているところなのです。私の思ひですけれども、そういうことで、学研高山地区第2工区にかかわって聞かせていただきたいと思ひますけれども、奈良県立大学を高山地区第2工区に移すと、そして最近、東アジア大学構想なるものを出されました。東アジア大学構想を聞きまして、ええ、突然何かという感じで思つたわけなのです。県立大学を移すということでは、長年あの地域で奈良市船橋商店街の方やら地域の人たちが若い人たちと一緒にずっとやってこられたといういきさつもあると思ひます。そこだけのことではないのですけれども、奈良市船橋町の県立大学が移るということも具体的にということにはまだまだなっていないわけですけれども、移す先のことはいろいろスポットライトを浴びるということなのか、ということなのですけれども、その移す後の方の地域のことはどうしても忘れ去られるというのですか、そういうところもあるのかと思ひますので、やはりどのように対応してその地域のところも地域おこしをやっていくのかと、そこに一生懸命に住んでお商売されている人たちの思ひも十分聞いてやっていくということも、ここだけに限らずどこでも一緒のことなのですけれども、そういうことが必要ではないかと思ひますので、お考へがあったらお聞かせをいただきたいなと思ひております。

もう一つは、東アジア大学構想ということで、この間いただきました、このような学研高山地区第2工区の提案を見させてもらつても、この東アジア大学構想を進めて、あの地域で当該事業におけるコーディネーターの役割を果たして事業に供する国際交流施設などの管理運営を行うことが高山地区第2工区の地を中心に展開できると、今後奈良県が東アジア共同体における日本のゲートウエーになることも可能であるということが書かれておるわけなのですけれども、平城遷都1300年祭以降のポスト1300祭構想の中であちらこちらでこの奈良公園のゲートウエーとかなんとかのゲートウエーとか、このゲートウエーという言葉がたくさん出てくるのです。冗談ではないのですけれども、どこが本当のゲートウエーかと思つたりもするわけなのですけれども、その辺のお考へをお聞かせをいた

だけたらなと思います。

もう1点は、この具体的な学研高山地区第2工区で、当初住宅開発だけならば何も県が出て行ってやる必要はないのやというようなことをかねてからおっしゃっていたと思うのです。今回いろいろなことで改めて県の提案ということが出されたのですけれども、結局のところ、住宅開発になるのではないかと考えております。朝も確認ということでお聞かせいただいたのですけれども、当初から県と生駒市とUR、この3者の合意ができなかったら次のステップに進むことはできないのやということ、今までもかねてからおっしゃっていたのですけれども、確認させていただいたらそのとおりやということでもありますけれども、実際問題、これから話をされていくということでもありますけれども、もし合意できないとなったら県はどのような選択肢をとっていかれるのかと、きっぱりと手を引かれるのかという思いも持っているわけなのです。他府県と比べてこの奈良県が大きな失敗をしていないというのはやはり見通しが今のところないという、この学研高山地区の開発に、県としてまだ具体的に足を踏み出していないところが奈良県のよかったところとされているわけなのです。こういうことも含めて知事の今のお気持ちなりお考えなりお聞かせいただけたらなと思っております。

○荒井知事 いろいろやっているのをいいか悪いは別だがとおっしゃっていただいて、いいのも多少あるというニュアンスもあるのか、悪いところばかりなのかわかりませんが、奈良県をよくしたいという動機に基づいていると、それ以外の動機はないつもりで来ておりますが、知恵が不足したり動きがちょっと悪かったりということはあるかと思うのですが、それはいろいろ寄ってたかって批評をしていただくことによって回復できますが、動機が悪いのが一番たちが悪いと自分では思っておりますので、その点は神聖な気持ちで取りかかって、とにかく奈良県がよくなれば評判はどうでもいいのだと、変な言い方ですが、そんなぐらいには思っておりますが、それはともかくといたしまして、悪い方の例かもしれませんが、高山地区第2工区のことを振り返ってみますと、多少簡単に経緯を、ご質問がありましたので、思い返してみますと、高山地区第2工区は住宅をURがやるということで、県はお願いしますというだけの立場であったと思っております。それが生駒市長がもう住宅をつくるばかりの時代ではないとおっしゃったのは、ある程度一つの見識かと思っております。ただ、高山地区第2工区が6割をまだらにURが買って劣化をするというのが目に見えて、自然が劣化するというのはどうするのだろうと、生駒市が何とかされるのだろうか、URはする権能がなくなるのでほったらかしになるのではないかと

う心配をしておりましたが、奈良先端科学技術大学院大学の入学式に行ったときに生駒市長が横におられて、ここの場所はとてもいい場所だと、高山地区は学研都市の真ん中に第2工区は特にあるのだと、それを研究都市の中心地として何か活用するという手はないのかとその場で思いついて、隣の生駒市長に大学を持ってくるということで開発計画を見直すというアイデアは生駒市長は乗る気ありますかと言ったら、拒否されると思ったのですが、それならいいですよとおっしゃったのが発端なのです。それまではだれとも相談しないで、奈良先端科学技術大学院大学の入学式のお昼弁当を食べる場でそう言ったわけなのでございますが、これは一つの巧妙といえますか、うまくいけば大変いいきっかけであったと思うのですが、学研都市の中の大学というのがスタートの動機であり、今もそのように必要条件だと思っております。

その過程で、URは住宅開発ができなくなりました。権能がなくなった。県は土地区画整理事業で相当リスクを負わなければ。しかし大学ができて学研都市の中での奈良県の貢献というのは、平城宮跡の文化施設だというのはいかにも寂しいわけでございますが、そのような貢献ができれば奈良県も京都府、大阪府とともに胸を張れる立場になるのかという気持ちもありまして、プラットフォームとか交流の場になるような学びやというのが基本でございます。住宅は正直言ってできようと思えばいいと、奈良県としては住宅の開発にその責任はないわけでございますので、そのことができれば県の申し越しが成就したと今でも思っております。ただ、一体的に開発しないと成り立たないというのでやむを得ず住宅もつukらないといけない、土地区画整理事業になるのだらうと思っております。県はそこまで乗り出したわけでございますけれども、URは非常に犠牲を払ってでも一緒にやりましょうということで、生駒市はまだわかりません。やはりURと生駒市が積極性が出ないと、これは成り立たないと思います。

最後の質問でありますけれども、合意できなければどうするのかという単刀直入なご質問でございました。合意できなければあきらめるしかないかと思っております。次の手は今のところございません。ここまでおせっかいかもしれないけれども、今みたいな動機で申し越してきて、相当のリスクを負うということまでいった、自分ではお人好しとはいいたしません、おせっかいだったかもしれませんが、しかしそれでも出るに及ばずということであれば地元市が積極性がなければ難しかろうというのが心境でございますが、それは心境だけでございますので、もちろん出てくるのがわかりませんので態度を決めたわけでもございません。

それと、もう一つつけ加えておきたいのは、東アジア大学はどうして突如出てきたのかというのは、突如ということでもあるのですが、実は大学構想の中で官邸に呼ばれて、平成遷都1300年祭のことも含めて聞かれた中で、川勝静岡県知事が、これから東アジア共同体というものを志向するならば、ヨーロッパ共同体ができたときはヨーロッパ大学ができた、東アジア大学のようなものをつくったらどうか、奈良県でもどうかと、こう水を向けられたので、実はこの学研都市の真ん中で大学構想があって、それは東アジア大学と呼んでいただくにふさわしい構想は実はあるのだと、いろいろな大学のコンソーシアム大学ということはその時点で構想の中にありましたので、名をつけるのは東アジア大学というようなものにもふさわしいということはその場で鳩山内閣総理大臣の前で発言したら、大変当時の官房副長官、松井さんが、京都府ご出身でございますので、大変これはいい構想だと多少励まされたものですから、図に乗ってということになるかもしれませんが、東アジア大学というものも奈良県が提唱して、それに力を入れると奈良県の値打ちが上がるのではないかと考えて取りかかったものでございます。高山地区第2工区でできればそれにこしたことはないわけで、ハードよりもそういう仕掛け、仕組みということでございますが、それはまだ高山地区第2工区でなくても東アジアの大学構想に向けていろいろなことを貢献することは可能であろうかと思えますし、文部科学省もそのような活動は大変評価してくれておりますので、一つの奈良県の貢献のパターンではないかと思っております。

なお、奈良市船橋町が困るのではないかと。もとはあのあたりは友人もおりましたし、奈良高校があったあの近くで、奈良高校があるので通勤路として栄えた面もあったかと思えますが、奈良高校は移転して残ったのが県立大学、夜間大学で、おまえまで行くのかと思っておられるのかもしれませんが、奈良市船橋商店街の振興というのはまた別途、大宮通りも整備されてくる中で考えていきたいと思えます。それは県立大学があればあった、なければなかったで考えていかないといけないと思えますが、そのように思っております。

また、ゲートウエーということ、今のようなご答弁でおおむねカバーしたかと思えますが。

○中野（明）委員 ありがとうございます。

学研高山地区第2工区の開発にかかわってですけれども、なかなか今の経済情勢も含めて、また生駒市民の皆さんの思いもいろいろあるかと思えます。そういう中で、朝の委員会でも言ったのですけれども、あの地域のところでURが買った土地は、実際問題、前

は高山の住民の人たちがそこで畑をしたりとか、使ってもらってもよろしいですよということをやっていたそうなのです。ところがある日、金網を張って囲ってしまっただ中に入れないようになったと。草がぼうぼうで不法投棄とかいうことで、住民の皆さん方の思いは、その辺を何とか解決してほしいという声もあるのです。それはその問題として、地元自治体、URも含めて考えていかないとならない問題やと思うのですけれども、開発にということでは、今、県が提案されたこの文書、いろいろ見ましても、まだまだこの間の土地の公示価格が下落しておりますし、リスク負担もあるのかと思いますので、見通しのない開発はやめるべきではないかというのは常々知事に言っておりますのでこのことはよくご存じだと思うのですけれども、そのことを言っておきたいと思います。

東アジア大学構想ということで、留学生を呼んでいろいろコーディネートしてという話があるのですけれども、近畿の近くの同志社大学や立命館大学を見ましても、それぞれのところで留学生を招いて交流して宿泊施設を持ってやっておられるのです。この学研高山地区第2工区のところで具体的にこれらがやっていけるのかと考えたとき、ちょっと無理があるのではないかという思いを持っております。東アジアのことを官邸に呼ばれてということで、ぜひと言われたとおっしゃっていましたがけれども、具体的な交流とかそういうことの話は中央もやっていただいたらどうかと思いますので、奈良県として考えた場合、今、知事がいろいろ考えてやられたときに、構想としていろいろ提案をされたときに、提案された側のこっち側の方が、どうなるのかという思いもあるということもありますので、やはり一つ一つ県民の皆さんの思い、知事の何とかしないといけないという思いと県民の皆さんの思いをしっかりとマッチさせて、そしていい方向に進めていっていただきたいと思っております。この学研高山地区第2工区の開発については、こういう経済情勢の中、慎重に対応をしていただきたいし、見通しのない開発はやめていただきたいということで、そういう思いを持っているのだということを申し上げておきたいと思っております。

○井岡委員長 質問ですか。

○中野（明）委員 いや、別に。

○荒井知事 ご意見ということで答弁の必要がないと思いますが、やめる場合は中野

（明）委員がおっしゃったからとか日本共産党が言われたからやめたということには思いませんので、これは条件が整わなかったからとか知恵が出なかったから、やめるときは自発的に自己の責任でやめるということで、言われたからやめるというわけにはいかないということだけは言わせていただきたい。

○井岡委員長 ほかに質疑がなければ、ございませんか。

これをもって理事者に対する質疑を終わります。

それでは、採決に入ります前に、当委員会に付託を受けました議案について委員の意見を求めます。

ご発言願います。

○浅川委員 それでは、自民党を代表して申し上げます。

財政状況が大変厳しい中、しかも県民ニーズは大変多様化しております。そういう状況で、やはり選択と集中、優先順位をつけるということが大変重要となってくるわけでございまして、予算審査特別委員会3日間、集中審議が重ねられました。委員の皆さん、理事者の皆さん、大変ご苦勞さまでございましたけれども、それぞれの成果があったと思っております。特に総括審査においては知事が出席され、大変率直に、しかも自分の思いを自分の言葉で述べられたのは大変よかったと思っておりますのでございます。

自民党県議員団といたしましては、すべての議案に対しおおむね了とし、すべての議案に賛成をいたします。以上です。

○山下委員 提案されたすべての議案に賛成します。

○粒谷委員 自民党改革として賛成の意見を申し上げます。

この定例会に提出されました議第51号及び議第52号の平成22年度一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、現下の厳しい経済雇用情勢の中で、活力ある産業づくりや観光の振興に向けた積極的な取り組みを進められ、さらには雇用対策として約310名の新規雇用の創出を図ることとされました。また、農林業に対する支援や医療・福祉の充実、暑さ対策などのそれぞれバランスのとれた対策が講じられ、積極的に対応する経費を計上されているところでございます。会派としても、この全議案に賛成の意を表明いたします。

○今井委員 かつてない円高不況、格差と貧困の広がる中で、県民を取り巻く状況が非常に厳しく、県の限られた財源を有効に使うって県民の暮らしの応援が求められていると思います。予算審査特別委員会のこの上程議案について意見を述べさせていただきます。

議第51号の一般会計補正予算につきましては、NPOに人権啓発の教材作成を委託して自治会、PTA、企業の啓発推進の予算が出ておりますが、これは社会的権力の人権侵害の目隠しの役割を担うことになることが危惧されます。また、東アジアサマースクール構想は県立大学の学研高山地区第2工区の移転の先駆けとなるもので、奈良県が東アジア

で将来中心を担う役割の人材育成まで行う必要はないものと考えます。よって、議第51号は反対いたします。

議第54号の国民健康保険の広域化等の支援基金条例の一部改正条例は、国の責任をあいまいにしたままの広域化では憲法第25条の生存権の保障につながる社会保障制度につながらないと考え、反対いたします。

議第61号、農道整備事業に係る請負契約の締結につきましては、5分の時間短縮のために60億円の巨額を投じる全体計画の一部に当たり、必要はないと考えます。

第62号、権利の放棄は、吉野熊野観光開発に県が貸し付けた1億2,950万円の債権放棄を行うものでありますが、当初貸し付けの1億円につきましては、破綻するまで据え置きが28回繰り返されてきており、一度も請求しないまま破綻して権利放棄をするというのは問題だと思いますので、反対いたします。

議第63号、住民訴訟に係る弁護士費用への報酬の問題ですけれども、行政のルールとしては認められるものですが、回収の責任、努力を行ったことは事実であり、1人17万4,600円の弁護士費用は自主返済を求めるものです。

諮第1号の奈良県労働会館の使用をめぐるものですが、行政財産の使用に不公平があると思いますので、反対いたします。

それ以外につきましては賛成いたします。以上です。

○**井岡委員長** もう一度聞きます。議第63号も反対でよろしいですか。

○**今井委員** 議第63号は賛成です。

○**井岡委員長** 賛成ですか。意見を言っただけですね。

○**今井委員** はい。

○**大国委員** いずれの議案につきましても必要と認められ、公明党といたしましては、全議案に賛成をさせていただきます。

○**中村委員** 本議会に提案されております全議案に賛成するものであります。特に今回24億円余りの補正予算のうち市町村振興臨時交付金、これは市町村強化のための第1弾だということで、平成23年度、平成24年度の市町村に対する支援の期待を持って、また緊急雇用対策とかについても福祉対策、特に県民生活の各般にわたってきめの細かい補正をしていただいておりますものと思っております。大いに賛成をいたします。

○**井岡委員長** それでは、これより採決を行います。

採決は、委員より議案についての賛否の意見がありましたので、まず、反対意見のあり

ました議案について採決を行います。

日本共産党反対議案として、最初に、議第51号、議第54号、議第61号及び議第62号について起立採決を求めます。

本議案について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席ください。

起立多数であります。

よって、議第51号、議第54号、議第61号及び議第62号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、諮第1号については、先ほど委員から本件異議申し立てについては知事の見解どおり棄却すべきであるとの意見と、異議申し立ては適当であるとの意見、2つの意見がありましたので、これについて起立採決いたします。

当委員会の意見として、知事の見解どおり、本件異議申し立てについては、これを棄却すべきであるとすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席ください。

起立多数であります。

よって、諮第1号についての当委員会の意見は、本件異議申し立てについては、これを棄却すべきであるということにいたします。

次に、残余の議案、議第52号、議第53号、議第55号、議第56号、議第59号、議第60号、議第63号については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

以上7件の議案については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、ただいまの7件の議案については、原案どおり可決することに決しました。

なお、報第23号から報第25号については、報告案件であり、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、よろしく申し上げます。

以上で、議案の審査は終了いたしました。

次に、委員長報告についてですが、本会議で反対討論される場合は委員長報告に反対意見を記載しないことになっておりますが、日本共産党は反対討論されますか。

（「反対討論します」と呼ぶ者あり）

では、日本共産党の反対意見を委員長報告に記載しませんので、よろしく願います。

次に、委員長報告についてですが、正副委員長にご一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、正副委員長一任とさせていただきます。

なお、委員長報告については、10月1日の議会運営委員会及び本会議で私から報告させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

去る9月24日に設置されました予算審査特別委員会は、委員各位のご支援、ご協力によりまして滞りなく全議案を議了し、終了することができました。ここに心から厚く御礼申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

それでは、これで予算審査特別委員会を終わります。ありがとうございました。